

# 京都府後期高齢者医療広域連合議会

## 平成 29 年第 2 回定例会会議録

平成 29 年 8 月 25 日 開会

平成 29 年 8 月 25 日 閉会

京都府後期高齢者医療広域連合議会

## 京都府後期高齢者医療広域連合議会平成29年第2回定例会会議録目次

### 第 1 号 (8月25日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○議会職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○新任理事者の紹介	3
○仮議席の指定	4
○議長の選挙	4
○議席の指定	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○同意第1号～議案第9号の一括上程、説明	7
○同意第1号の採決	11
○同意第2号の採決	12
○同意第3号の採決	13
○同意第4号の採決	13
○一般質問	14
○議案第8号の質疑、討論、採決	42
○認定第1号の質疑、討論、採決	42
○認定第2号の質疑、討論、採決	50
○議案第9号の質疑、討論、採決	58
○閉会の宣告	58

○署名議員	60
-------	----

## 京都府後期高齢者医療広域連合議会平成29年第2回定例会会議録

### 議 事 日 程 (第1号)

平成29年8月25日(金)午後1時30分開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 諸般の報告
- 日程第 7 同意第1号から議案第9号まで(広域連合長説明)
- 日程第 8 同意第1号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 9 同意第2号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第10 同意第3号 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第11 同意第4号 京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について
- 日程第12 一般質問
- 日程第13 議案第8号 平成29年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 認定第1号 平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第2号 平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第9号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで議事日程に同じ

---

### 出席議員(28名)

1 番	富	きくお	君	2 番	くらた	共子	君
3 番	吉田	孝雄	君	5 番	西田	信吾	君
6 番	尾関	善之	君	7 番	森	義美	君
8 番	服部	正	君	9 番	中村	麻伊子	君
10 番	北仲	篤	君	11 番	湊	泰孝	君
12 番	増田	貴	君	13 番	清水	敏行	君
14 番	八木	浩	君	15 番	中村	正臣	君
16 番	岡本	亮一	君	17 番	行待	実	君
18 番	小中	昭	君	19 番	長岡	一夫	君
20 番	朝子	直美	君	21 番	巽	悦子	君
22 番	木村	武壽	君	23 番	浅田	晃弘	君
24 番	向出	健	君	26 番	安宅	吉昭	君
27 番	齋藤	和憲	君	28 番	泉	敏夫	君
29 番	塩見	晋	君	30 番	野口	久之	君

欠席議員（2名）

4 番	中野	洋一	君	25 番	岡田	勇	君
-----	----	----	---	------	----	---	---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	佐々木	稔納	君	副広域連合長	井上	正嗣	君
副広域連合長	石井	明三	君	副広域連合長	山内	修一	君
副広域連合長	岡嶋	修司	君	会計管理者	荻野	幹雄	君
業務課長	宮本	義典	君	総務課長 担当課長	玉井	勝教	君

議会職員出席者

書記長	藤繁	広史		書記	北川	智彦	
-----	----	----	--	----	----	----	--

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○副議長（野口久之君） はい、皆様、大変ご苦労さんでございます。えー、定刻になりましたので、ただいまから京都府後期高齢者医療広域連合議会平成29年第2回、えー、定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○副議長（野口久之君） 本日の議会を開きます。

なお、報道機関等から写真撮影の許可の申し出がありましたので、これを許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。それでは、報道機関等の写真撮影を許可することにいたします。

---

◎議事日程の報告

○副議長（野口久之君） 議事日程につきましては、お手元の議事日程のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

本日、京都市の中野洋一議員、和束町の岡田勇議員から欠席届が出ております。

---

◎新任理事者の紹介

○副議長（野口久之君） 続きまして、去る4月の人事異動による新任理事者の紹介を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 佐々木稔納君登壇〕

○広域連合長（佐々木稔納君） 皆さん、こんにちは。

えー、それでは、今般の人事異動に、をもちまして任命いたしました新任理事者を紹介いたします。

えー、次長の藤繁広史君であります。

○事務局次長（藤繁広史君） よろしくお願いたします。

○広域連合長（佐々木稔納君） えー、総務課担当課長の玉井勝教君でございます。

○総務課担当課長（玉井勝教君） よろしくおね、お願いたします。

○広域連合長（佐々木稔納君） 以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

---

#### ◎仮議席の指定

○副議長（野口久之君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

今回新たに、京都市から富きくお議員、福知山市から西田信吾議員、宇治市から服部正議員、宇治市から中村麻伊子議員、亀岡市から湊泰孝議員、城陽市から増田貴議員、向日市から清水敏行議員、和束町から岡田勇議員、精華町から安宅吉昭議員が広域連合議会議員に選出されております。

仮議席については、ただいまご着席のとおり指定いたします。

---

#### ◎議長の選挙

○副議長（野口久之君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法につきましては、副議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（野口久之君） ご異議なしと認めます。

したがって、副議長が指名することに決定しました。

本広域連合議会の議長に富きくお議員を指名した、いたします。

お諮りします。ただいま指名しました富きくお議員を議長の当選人と定めることにご異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○副議長（野口久之君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました富きくお議員が議長に当選されました。

富議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

ここで、当選されました富議員からご挨拶を願いたいと思います。どうぞこちらへお越し  
ください。

〔1番 富 きくお君登壇〕

○議長（富 きくお君） えー、改めまして、皆さん、こんにちは。

今回、えー、この連合議会のほうの議員として京都市のほうから、えー、繁隆夫議員とチ  
ェンジをいたしまして、私、今回就任をさせていただきました、えー、富きくおと申します。

ただいま、あー、皆様方から、あー、ご推挙を賜りまして議長に選出をいただきました。  
本当に、えー、ありがとうございます。

えー、私、実は2回目でございます、以前も、おー、この連合議会ということで議長を  
務めさせていただいた経験がございます。えー、今後また、後期高齢者医療の広域連合議会  
の円滑な運営を通じまして、えー、住民の皆様方の負託に、えー、応えられるよう誠心誠意、  
皆様方のご指導のもとに頑張っていきたいと、このように思っております。

えー、また、皆様方、議員の先生方の皆様方のご協力をぜひお願いしたいと思ってお  
りますので、よろしくお願い申し上げます。

本当に簡単でございますが、一言ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞ今後ともよろ  
しくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（野口久之君） 以上で、私の職務は終了いたしましたので、議長を交代いたします。

円滑な議事運営にご協力ありがとうございました。（拍手）

〔議長交代〕



○議長（富 きくお君） それでは、議長を交代させていただきましたので、えー、ただいまから始めさせて、えー、引き続き始めさせていただきます。

---

#### ◎議席の指定

○議長（富 きくお君） えー、日程第3、議席の指定を、について行います。

議席につきましては、ただいまご着席をいただいているとおりに指定させていただきます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（富 きくお君） 日程第4、えー、会議録署名議員の指名をさせていただきます。

会議録署名議員は、会議規則75条の規定によりまして、八幡市、中村正臣議員、与謝野町、塩見晋議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（富 きくお君） 日程第5、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は1日と決定をいたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（富 きくお君） 日程第6、諸般の報告を行います。

お手元に月例出納検査の結果報告書を配付させていただいております。

平成29年1月から6月分までの月例出納検査がそれぞれ実施され、いずれも適正に執行されている旨の報告がございました。

それで、えー、ご報告を申し上げます。その写しを本日配付しておりますので、ごらんおき願います。

---

◎同意第1号～議案第9号の一括上程、説明

○議長（富 きくお君） 日程第7、どう、あ、日程第7、同意第1号から議案第9号までの広域連合長提出案件8件を一括議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 佐々木稔納君登壇〕

○広域連合長（佐々木稔納君） えー、それでは、今回提出いたしました議案につきまして、説明をさせていただきます。

人事同意案件の、おー、議案書1ページをお開きください。

同意第1号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について、えー、ご説明いたします。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の副広域連合長として、和束町長である堀忠雄君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成29年8月25日からとする予定でございます。

次に、えー、人事同意案件の議案書5ページをお開きください。

同意第2号、京都府後期高齢者医療広域連合副連、えー、副広域連合長の選任についてご説明いたします。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長として、京都市副市長である村上圭子君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成29年8月25日からとする予定でございます。

次に、9ページをお開きください。

同意第3号、京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてご説明いたします。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合監査委員であった北村治千代君のこうえんとして、

後任として、城陽市監査委員の川村和久君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成29年8月25日からとする予定でございます。

次に、13ページをお開きください。

同意第4号、京都府後期高齢者医療広域連合監査委員の選任についてご説明いたします。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の議員からの選出監査委員であった荻原豊久君の後任として、木津川市議会選出の長岡一夫君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成29年8月25日からとする予定でございます。

えー、次に、広域連合長提出議案の議案書1ページをお開きください。

最初に、議案第8号、平成29年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

まず、さいしゅ、歳入でございます。

3ページをお開きください。

第7款繰越金は、平成28年度からの繰越金のうち、社会保険診療報酬支払基金に対する支払基金交付金の返還金財源のため、13億574万円を追加するものでございます。

次に、歳出でございます。

同じページの下の表をごらんください。

第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は13億574万円の増であり、平成28年度の療養給付費負担金等の精算により、支払基金交付金の超過分を返還するものでございます。

7ページをお開きください。

次に、認定第1号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、えー、ご説明いたします。

9ページの平成28年度一般会計歳入歳出決算書総括表をごらんください。

一般会計につきましては、主に広域連合の運営に係る経費でございますが、平成28年度の歳入歳出予算の10億440万円に対しまして、収入済額は10億1,626万1,038円、支出済額9億5,296万5,771円であり、収支差額は6,329万5,267円でございます。

続きまして、10ページをお開きください。

歳入につきましては、広域連合を構成する市町村からの分賦金、国庫支出金、府支出金及び繰越金等で賄われております。

歳入構成としましては、市町、市町村からの分賦金である分担金及び負担金が6億6,443万1,015、え一、1,015円、国庫支出金が2億8,689万3,932円、府支出金が3,241万6,000円、財産収入が7万1,202円、繰入金がゼロ円、繰越金が2,468万6,106円、諸収入が776万2,783円となっております。

次に、11ページをごらんください。

え一、歳出につきましてご説明いたします。

議会費は、広域連合議員の報酬、費用弁償、議事録作成等の経費で、116万3,542円を支出しております。

総務費は、9億5,146万1,926円の支出となっております。総務費の内訳といたしまして、総務管理費は、一般事務、電算処理システムの管理運営等に関する経費で、9億5,136万7,970円を支出しております。

選挙費は、選挙管理委員の報酬及び費用弁償の経費で2万8,920円を、監査委員費につきましては、監査委員の報酬及び費用弁償の経費で6万5,036円を支出しております。

民生費は、特別、う一、高額医療費共同事業事務費拠出金や保険料還付加算金相当額で、34万303円を事務費繰出金として特別会計へ繰り出したものでございます。

次に、17ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

実質収支につきましては、歳入歳出差し引き額から、あ一、繰越明許費繰越額等の財源となる翌年度へ繰り越すべき財源を控除して求めるものでございますが、平成28年度から翌年度への繰り越しはございませんので、歳入歳出差し引き額と同様に6,329万5,000円でございます。

なお、地方自治法第233条の2の規定による財政調整基金への繰り入れといたしまして、3,200万円を繰り入れております。

次に、18ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

え一、2の物品でございますが、取得価格100万円以上となる物品の年度末現在高は3点で、え一、決算年度中の増減はございませんでした。

4の基金につきましては、平成28年度末現在において財政調整基金の残高が5億3,686万5,000円でございます。

え一、なお、本調書における基金残高は、年度末の3月31日時点のものでございまして、

出納整理期間中の増減を含んでおりません。また、公有財産及び債権はございません。

次に、19ページをお開きください。

認定第2号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

えー、21ページの平成28年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書総括表をごらんください。

この特別会計は、えー、主に保険給付に、えー、係る会計でございます。

まず、全体といたしまして、平成28年度の歳入歳出予算、えー、3,321億9,675万8,000円に対して、収入済額は3,387億7,758万8,291円、支出済額は3,263億7,738万960円で、えー、収支差額は124億20万7,331円でございます。

続きまして、えー、22ページをお開きください。

歳入につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国、京都府、市町村によります保険給付費に係る定率負担金や国及び京都府からの補助金、若年層からの支援金、被保険者の保険料等で賄われております。

歳入構成といたしまして、市町村からの保険給付費に係る定率負担金及び保険料相当額であります市町村支出金が562億2,206万5,758円、国庫支出金が1,075億3,910万5,655円、府支出金が272億4,166万8,942円、支払基金交付金が1,322億5,801万4,000円、レセプト1件当たり400万円を超える医療費を対象として交付される特別高額医療費共同事業交付金が1億3,786万5,400、えー、8,541円、失礼いたしました。1億3,786万8,541円、えー、一般会計からの繰入金金が34万303円、繰越金が151億4,308万5,107円、諸収入が2億3,543万9,985円となっております。

えー、次に、23ページをごらんください。

歳出につきましては、保険給付費は3,158億9,156万7,795円を支出しております。保険給付費の内訳といたしまして、療養給付費、審査支払手数料等で構成されております療養諸費が、あー、2,999億7,070万2,536円、高額療養費、高額かいりよ、介護合算療養費を支給する高額療養諸費が149億8,571万5,259円、葬祭費を支給するその他医療給付費が9億3,515万円となっております。

えー、そのほか、あー、府財政安定化、あー、基金拠出金が1億8,417万2,000円、特別高額医療費、きょうよう、共同事業拠出金が1億4,071万8,853円、えー、保健事業費が3億3,484万8,864円、諸支出金が、は、98億2,607万3,448円の支出となっております。

次に、29ページをお開きください。

えー、実質収支に関する調書でございます。

実質収支につきましては、一般会計と同じく、平成28年度から翌年度への繰り越しはございませんので、えー、歳入歳出差し引き額と同様に124億20万7,000円でございます。

えー、以上、概要を説明させていただきました。えー、今後とも効率的な財政運営に努めてまいります。

えー、次に、いー、31ページをお開きください。

えー、議案第9号、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に係る条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本件は、東日本大震災にひさい、被災した被保険者に対する保険料、おー、減免に関しまして、昨年度に引き続き、平成29年度につきましてもてき、適用できるよう条例の改正を行うものでございます。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。えー、よろしくご審議の上、ご議決、ご議決、えー、またはご同意を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（富 きくお君） ご苦労さんでした。

えー、ただいま、えー、佐々木広域連合長のほうから提案理由説明がございました。

ただいまから、あー、議事に入りたいと思います。

---

#### ◎同意第1号の採決

○議長（富 きくお君） えー、日程第8、同意第1号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきまして、直ちに表決に付すことについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） ご異議なしと認め、表決に付します。

本件について、原案のとおり同意することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定をいたします。

---

◎同意第2号の採決

○議長（富 きくお君） 日程第9、同意第2号、京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきまして、直ちに表決に付すことについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） ご異議なしと認め、表決に付します。

本件について、原案のとおり同意することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） ご異議なしと、おー、認め、えー、本件は原案のとおり同意することに決定をいたします。

ここで、ただいま選任同意しました副広域連合長の入場を求めます。

〔堀町長、村上副市長入場〕

○議長（富 きくお君） それでは、えー、私のほうからご紹介をさせていただきます。

えー、まず、えー、堀忠雄和東町長でございます。

○副広域連合長（堀 忠雄君） 堀でございます。

○議長（富 きくお君） えー、次に、村上圭子京都、京都市副市長でございます。

○副広域連合長（村上圭子君） 村上でございます。どうぞよろしく願います。

○議長（富 きくお君） ここで、えー、代表いたしまして、え、和東町長より一言ご挨拶を頂戴いたします。よろしく願います。

○副広域連合長（堀 忠雄君） えー、失礼いたします。えー、和東町長の堀でございます。

本日は、私ども2名の副広域連合長の選任人事にご同意を賜りまして、まことにありがとうございます。

後期高齢者医療制度は、府内の全市町村が一体となって運営している制度であります。交通の利便性や地域性あるいは医療資源の偏在等々、医療を取り巻く状況は市町村ごとに異なっており、抱えている課題も相違している部分があると思われま。しかしながら、高齢者の方々に健康で長生きをしていただき、必要なときに安心して医療を受けていただきたいという思いは全市町村共通するものであり、広域連合長やほかの副広域連合長、さらには全ての市町村とともにより多くの被保険者の皆様に安心を実感していただけるよう職務に努め

てまいりたいと思っておりますので、議員の皆様にもご指導賜りますことをお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。よろしくお願いたします。（拍手）

○議長（富 きくお君） どうもご苦労さまでございました。

堀忠雄副連合長並びに村上圭子副連合長には、今後ともひとつよろしくお願申し上げます。

どうぞご着席ください。

では、引き続き議事を進行したいと思います。

---

#### ◎同意第3号の採決

○議長（富 きくお君） 日程第10、同意第3号、監査委員の選任についてを直ちに表決に付すことについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） ご異議なしと認め、表決に付します。

それでは、本件につき、原案のとおり同意することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定をいたします。

---

#### ◎同意第4号の採決

○議長（富 きくお君） 日程第11、同意第4号、監査委員の選任についてを直ちに表決に付すことについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） ご異議なしと認め、表決に付します。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、長岡議員の退席を求めます。



長岡議員、よろしくお願いします。

〔長岡議員退場〕

○議長（富 きくお君） それでは、本件につき、原案のとおり同意することについてご異議  
ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定をいた  
します。

長岡議員、どうぞお入りください。

〔長岡議員入場〕

---

#### ◎一般質問

○議長（富 きくお君） 日程第12、ただいまより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、通告順に発言を許します。

質問時間は、再質問を合わせて20分以内となっておりますので、ご協力のほどよろしくお  
願いいたします。

それでは、岡本亮一議員。

〔16番 岡本亮一君登壇〕

○16番（岡本亮一君） 皆さん、こんにちは。えー、京田辺市選出の、えー、岡本亮一でご  
ざいます。

それでは、早速ではございますが、えー、通告に従いまして、大きく3項目についての、  
えー、質問を行います。えー、どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、軽減特例の廃止についてでありますけれども、2008年の、ま、制度導入以来、  
後期高齢者医療制度は国民を年齢で区切り、高齢者を劣悪の医療保険に囲い込み、負担増と、  
あー、差別の医療を押しつけてきました。これまで既に4回にわたります保険料の値上げが  
実施され、高齢者の生活を圧迫する要因にもなっていると感じます。

同制度は、導入時には保険料が7割減額となる低所得者の保険料をさらに、ま、引き下げ  
て8.5割減額に、また、7割減額の対象者のうち、年収が80万円以下の人をさらに引き下げ  
て9割減額。えー、健保や、また共済の被扶養から後期高齢者医療制度に移られた人の保険

料を9割減額とするなど、保険料の特例軽減の仕組みをつくりました。これらは、国民の世論に追い詰められた結果、軽減特例制度をつくらざるを得ない、そういう情勢がありました。

ところが国のほうは、えー、骨太方針2015でこの特例軽減の打ち切りを表明し、そして今年度、2017年度からそれを実行するとしました。特例軽減が廃止されれば、月7万円の年金収入しかない方で、現在8.5割減額を適用されている人の保険料は7割減額に切りかわり、保険料は現行の2倍に引き上がります。えー、基礎年金の満額、ま、月額6万5,000円を下回る収入しかなく、現在9割減額を適用されている人も7割減額となり、保険料の負担は3倍にも引き上がります。

もとは、健保・共済の被扶養家族で後期高齢者医療制度に統合、保険料の9割減額が適用されている人も、特例軽減がなくなりますと、この後期高齢者医療制度に移って2年以内なら、ま、5割減額、3年目以降は全額負担の適用となり、えー、保険料の現行の5倍から10倍にはね上がるという仕組みになっております。

具体的に、えー、この京都府でいいますけれども、所得割軽減で5割から2割減額で影響を受ける人数が3万6,161人、軽減総額ではおよそ3億円、1人当たり直しますと8,235円の負担増であります。また、被扶養者軽減では、9割減が7割減になり、その影響を受ける人数が1万2,434人、総額でおよそ1億2,000万円、1人当たり直しますと9,645円の負担増となります。

まさにこの低所得者、低年金の高齢者に追い打ちをかける負担増であると考えますけれども、その影響についての認識をお伺いしたいと思います。

次に、大きな第2の短期保険証の交付についてでありますけれども、厚労省が公表いたしました昨年6月時点での同制度の保険料を滞納した世帯数と人数ですけれども、およそ23万人が滞納しており、多くの人が保険料の支払いを困難にし、直面している実態も浮き彫りになっております。

滞納に対しますペナルティーとして行われている正規の保険証の取り上げの数も、全国的にはおよそ2万3,000人に上っております。負担能力を超える保険料を払えずに保険証を失い、必要な医療も受けられない、そういった実態があらわれております。また、保険料を払いたくても払えずに滞納します、えー、被保険者も多数おられ、保険料が完納できなければ滞納のペナルティーとしまして短期証のほうに切りかわる、そういうことがされております。

そこで、質問の1点目でございますけれども、平成29年度におきまして短期保険証の滞納者の数と交付者数、また、留め置きの数をお伺いをいたします。

2点目については、短期保険証を交付されている被保険者と留め置きについてでありますけれども、えー、平成28年8月1日現在でありましたけれども、保険料を払い切れない高齢者が府内で3,874人に上り、そのうち保険証が手元に届いていない、いわゆる留め置きが123人でありました。長期的な治療を要する高齢者が安心して医療にかかれなければ、まさに命と、えー、健康にかかわる問題であります。

そこで、安心して、えー、医療機関にかかれるように全ての被保険者の手元に保険証が確実に届くように対応していただきたいというふうに思います。

これまでのご答弁でございますけれども、引き続き必要に応じて電話連絡や、えー、個別訪問、必要な対応を行った上で速やかに交付したい、このように過去の答弁では、えー、述べられております。今後、どのような対応を、えー、されまして、速やかに、えー、交付されるのか。これまでどういう対応をされてきたのかという進捗状況も含めまして、えー、具体的にお伺いをしたいと思います。

次に、大きな3項目めの滞納者への財産差押えの問題であります。

えー、京都府の75歳以上の高齢者が加入いたします同制度で、保険料が払えず滞納し、差押えを受けた人が平成27年度で56件でありました。中には預貯金や年金まで差押えられた例もありましたけれども、75歳を超えた人たちの生活実態を無視した異常な差押えというのはあってはならないというふうに考えております。

また、高齢医療者の加入者のおよそ8割は、年金から保険料が天引きされていますけれども、年金支給額が年間18万円未満、月に直しますと1万5,000円未満の低所得者の方は、金額が低いために天引きはしてはならないというふうになっております。つまりこうした低所得者の人が滞納しており、差押えの対象となっているのが実態であります。

そこで、お尋ねいたしますけれども、えー、平成28年度に保険料が払えず滞納し、差押えを受けた件数と内訳、えー、預貯金や年金などの差押え件数も含めてお伺いしたいと思います。

次の2点目についてですけれども、えー、例えば国保税の徴収でありましたら、その根拠となる、えー、国税通則法や、また地方税の15条におきまして、納税の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止などが、えー、ございます。その要件といたしましては、生活を著しく困窮させるおそれがあるときは、この滞納処分の執行を停止することができるというふうになっております。

京都府後期高齢者医療に関するこの条例の規定によりますと、徴収の猶予については第17

条の規定で、納付することができない場合は6カ月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができるというふうになっております。また、保険料の減免については、第18条に明記がされております。

そこで、納税者の権利といたしまして、全ての被保険者に徴収の猶予制度の案内と、また申請の手続の周知徹底を図るべきだというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（富 きくお君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 岡本議員のご質問にお答えします。

まず、う一、今回の特例軽減見直しに対する認識の関係でございますが、低所得者に可能な限り配慮しながら、世代間、世代内の負担の公平や所得に基づく応能負担の観点から、例えば元被扶養者であった方の均等割の9割軽減が2カ年で5割となることなど、不均衡是正の見直しがされたものというふうに認識した、しております。将来にわたり国民皆保険制度を堅持し、次世代に引き継がれるよう必要な見直しがなされたものというふうに認識しております。

え一、次に、え一、短期証の関係等でございますが、平成28年度における滞納総額につきましては、3億6,300万円程度でございます。え一、短期証を交付した数でございますが、それぞれ、え一、8月22日時点で更新期間が6カ月の短期証が303件、3カ月の短期証が34件、合計337件で、そのうち証の交付に至っていない件数が8月22日時点で8市町62件でございます。

現時点で証の交付に至っていない方につきましてでございますが、市町において繰り返し連絡を差し上げて、なお来庁されないという方ございまして、窓口の対応にも非常に苦慮されたというふうに聞いているところでございます。引き続き市町において電話連絡や個別訪問を行うなど、粘り強く必要な対応を行った上で速やかに交付してまいりたいというふうに考えております。

また、差押えについてでございますが、平成28年度は6市、6市で40件の滞納処分が行われたところでございます。滞納者の生活を過度に窮迫させないということは当然のことだというふうに考えておりますし、公平を保つ点からは当然な処置というふうに考えております。

え一、その内訳、差押えた額は合計で861万4,405円となります。その内訳は、預貯金が21

件、352万419円、年金が17件、424万7,486円、生命保険や出資金、その他が2件、84万6,500円となっております。

なお、差押え等滞納処分を含む保険料の徴収は市町村の業務で、事務でございます。今後も滞納者の事情に応じて適切な対応がなされるものというふうに考えております。

最後に、災害や収入、えー、災害や、えー、収入が著しく減少したことなどにより保険料の納付が困難となった場合には、徴収猶予や減免により救済をする制度がございます。毎年、保険証更新の際に同封しておりますリーフレットやホームページにおいて制度の周知を図っておりまして、被保険者から個別に相談があった際には、市町村の窓口において丁寧に対応させていただいております。

以上でございます。

○議長（富 きくお君） 岡本亮一議員。

〔16番 岡本亮一君登壇〕

○16番（岡本亮一君） えー、それでは、えー、再質問のほうをさせていただきます。

え、まず、特例軽減の段階的廃止の認識についてですけども、ま、必要な見直しであるという答弁でございました。ま、そもそもこの2008年に後期高齢者医療、えー、制度が導入して当時ですけども、厚生労働省のいわゆる課長補佐でございましたけれども、ま、地方の講演会の中でですね、このような発言をしておりました。

医療費が際限なく上がっていく痛みを高齢者に直接実感をしてもらう、そのためにこの制度をつくったと発言いたしまして大問題にもなりました。高齢者に際限のない保険料値上げを押しつけて負担増を我慢するのか。あるいは、えー、医療を受けるのを我慢するのか、そういう迫る制度でもありました。高齢者にこのような際限のない保険料を押しつけて負担増を迫る、そういった制度というのは本来あってはならないというふうに考えております。

そもそもこの制度というのは、創設時に高齢者の負担の能力を超えて保険料が引き上がることとなる、そういう世論の怒りの中でこの特例軽減という措置を設けざるを得ない、そういったことで制度が実施したのもでもありました。制度創設以来、この保険料の負担増がなされて、高齢者の生活というのは本当に今苦しくなっているのが実態であるというふうに思います。

さらに、そして今回追い打ちをかけるように特例軽減の見直しということで、先ほども述べましたけれども、この29年度では、所得税の、所得割の軽減で5割から2割減になった方が3万6,161人と、1人当たり直して8,235円負担増になりますし、また、被扶養者の方も、

いわゆる9割軽減から7割になって1人当たり9,645円と、ま、このような負担増であります。

ですから、必要な見直しとおっしゃいますけども、そうではなくてやはり医療の責任を持つ、そういった意味では国がやはり責任を持って高齢者の健康を守るというこういった立場から、やはり国に対しましてこの保険料の特例軽減の措置、これを段階的に見直し廃止をするのは必要なことではなくて、やはり継続をしていく、そのことが何よりも今必要なんではないかというふうに思います。その点のご認識を再度聞きたいというふうに思います。

そして、次に、2点目の短期証の交付についてですけれども、先ほどのご答弁では、えー、8月22日付でありました。えー、半年の6カ月の短期証が303人、3カ月が34人、計337人、そして留め置きが62件というご答弁でありました。この答弁で、あー、前回と同じような形でほとんど変わっていないなというのが認識です。連絡をとっても来庁をしていただけない、えー、窓口では苦慮をしている。ま、このような繰り返し答弁をなさっておりますけれども、本当にこれなぜ減らないのか、そういう原因というのは本当につかまれている努力をされているのかというふうにはこの間感じております。

例えば昨年でも同様ですけれども、留め置きが一番多かったのが宇治市であります。えー、しかし、まあ、あの一、逆にですね、被保険者が一番多い京都市、私、見てますと、昨年の平成28年度もそうでしたけども、留め置きはゼロでした。2年連続ゼロが続いております。本当に素晴らしいですし、そういう京都市においては各区でも大変努力はされているのかなというふうには思っております。

では、なぜそういった京都市において被保険者が多いにもかかわらずゼロにできるのか、その対応を一度でも調査したことがあるんでしょうか。被保険者に寄り添ってきめ細やかな対応をされるというのなら、そういう京都市に対してもそういった聞き取り調査を行って、学ぶべきことは学ぶ必要があるのではないかというふうに思います。保険証を必ず手元に届けるためにも、えー、そういった、えー、先進のゼロ件である京都市も含めて学んでいただきたい、そういう調査をすべきや、こういう努力をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

そして、えー、3つ目の差押えについてでありますけれども、平成28年度のきよ、市町村の差押えが6市というご答弁でありました。この6市というのが、え、京都市23件、福知山市で2件、舞鶴市で9件、向日市で2件、京丹後市で1件、南丹市で3件、合計40件であります。うち預貯金が21件で金額が352万円、年金の差押えが424万円、そしてその他不動産も

合わせて846万円が差押えられているということでもあります。

ま、特徴といたしましては、前年比では56件から40件に減少いたしました。ま、これは、これまでも指摘しました京丹後市で、えー、昨年度が15件だったのが今年度は1件に大きく減少したことになります。また、件数は40件と減少はしておりますけれども、金額では、先ほどご答弁ありました年金の差押えですけれども、前年260万円だったのが今年度、何と424万円と1.6倍にふえているというのが特徴であります。

また、依然として京都市では23件であります。うち年金の差押えが、えー、7件ということがあります。その辺は高どまりしているんじゃないかと思っております。また、舞鶴市では、9件のうち6件が年金の差押えでありました。直接舞鶴市の債権管理課にお尋ねをいたしましたところ、人数では4人ということで、金額は159万円でありました。驚きましたのが、そのうち1名の方が長期滞納をされておまして、およそ100万円、159万円のうち1人の方が100万円の差押えに遭われていたということです。恐らく年金で細々と暮らされている75歳以上の方ですから、そういうふうに感じておりますし、ま、差押えの対象の方は、えー、1回目の質問でも言いましたけれども、月額1万5,000円以下の低所得者の方であります。そのような年金というのを差押えることはあってはならないというふうに考えております。

ま、地方税の15条にもありますように、えー、納税の猶予、換価の猶予、滞納処分の停止、ま、こういった規定もあります。確かに税と料という違いはありますけれども、この規定は、えー、納税困難な方に設けられた権利であるというふうに思います。ま、国に対しても税であろうが、料であろうが、納税者の権利として適用できるように求めていくべきだというふうに思っております。いかがでしょうか。

また、被保険者に対して、本広域連合の条例規定にあります徴収の猶予、そして減免申請をどのように知らせていくのか。リーフレットやホームページですか、先ほどご答弁がありましたけれども、75歳以上の方がこのようなリーフレット、ホームページを見れる、そういう方がどれだけいるのかと。親切丁寧に寄り添って周知していくためにはどういう工夫をされているのかというふうに思います。

ま、例えば文字を大きくする、またそのリーフレットも、えー、ただでさえなかなか難しい、我々も理解するのに、えー、いろいろ勉強もしますが、その75歳以上の方に寄り添った中身のわかりやすさあるいは文字の大きさ、そういったものも含めてですね、どういう工夫をされているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

また、今言いました、えー、徴収の猶予、いわゆる減免申請などされているのであれば、昨年度で結構です。どれぐらいの件数があつたのか、その辺を教えていただきたいと思ひます。

再度答弁を求めまして質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（富 きくお君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、岡本議員の再質問にお答えいたします。

えー、軽減特例の見直しに関しましては、今後ともですね、その国の動向にも注視をしながら関係各所とも連携を図り、制度見直しに当たって被保険者に急激な負担増が生じることがないように、生活に寄り添った措置が講じられるよう、機会を捉えて必要な意見を述べてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから短期証の関係でございますが、保険料をきちっと納付されている方と滞納されている方との公平性を保つためには、滞納解消への相談機会の確保は必要だろうというふうに思っているところでございます。滞納されている保険料の納付が仮に相談の中でできない場合にありましても、被保険者の置かれた状況をしっかり踏まえまして、必要な対応はさせていただいているというふうに聞いておるところでございます。

それから差押えの関係につきましてですが、えー、滞納者に対しその収入や財産等について具体的に必要な調査を行った上で総合的な判断がなされているものというふうに認識をしております。今後とも被保険者の実態に応じて適切な対応がされるものというふうに考えております。公平性の確保は制度の透明性や継続性を高め、制度運営を行っていく上で非常に大切な責務であろうというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに考えます。

それから、先ほど申しました、えー、28年度の滞納総額は3億6千数百万というふうに申しましたけれども、このうちですね、えー、未済額、平成28年度、まだ未済になっております額が1億9,000万円程度でございます。えー、さらに平成27年度から28年度に繰り越した滞納額につきましては、えー、3億6,000万、先ほど言った額でございます。そのうち収入、収納額が1億、うー、200万程度ということでございます。

以上でございます。

○議長（富 きくお君） えー、次に、質問の通告がありましたので発言を許します。

向出健議員。



〔24番 向出 健君登壇〕

○24番（向出 健君） 皆さん、こんにちは。笠置町選出の向出健です。

えー、質問通告に基づきまして、えー、一般質問に、えー、入らせていただきます。

まず、1回目の初めの質問として、2つの問題について質問をさせていただきます。

1つは、いろいろ、医療環境の整備・充実という問題です。

医療給付費の格差、医療環境の整備の問題、課題についてお聞きをいたします。

えー、これまでの当広域連合の答弁では、医療給付費の格差が生じている背景に医療資源の偏在があり、医師の確保や医療機関の偏在などが課題としてであると示されていたと認識をしています。本広域連合の役割は、後期高齢者の方が安心して医療を受けられるようにすることであり、医療環境の整備は重要な課題です。

そこで、この医療費、医療給付費の格差、医療格差の問題について、次の2点について回答を求めます。

えー、1点目、医療給付費の格差が生じている原因と背景、課題は何であるのでしょうか。

えー、ご答弁を求めます。

えー、さらに医療給付費の格差、医療格差の是正に向けて、解消に向けましてどのように取り組んでいくのか、えー、当広域連合の取り組みについてお聞きをいたします。

2つ目の問題については、健康づくりの問題についてでございます。

これまでの答弁では、健診の受診率の自治体の格差についてはさまざまな要因があり、一概に原因は言えない旨ありました。えー、当広域連合も自治体と連携して原因を探り、効果的な健康受診率の取り組みを進めるべきです。

また、平成28年度主要施策の成果説明書には、血清クレアチニン検査、尿酸検査は国が示す後期高齢者健康診査や特定健診の項目には含まれていないが、国において当該検査を特定健診の項目に追加することが望ましいとの結論が出ており、京都府後期高齢者医療協議会の委員からも健診項目に追加すべきとのご意見をいただいたという内容がありまして、そして血清クレアチニン検査については平成25年度から、尿酸検査については平成28年度から実施の費用の一部を市町村に対して補助しているという内容の記載がされています。

そこで、えー、健康づくり、健康受診率の向上などについて、4点、えー、回答を求めたいと思います。

1点目、えー、健診受診率の向上の問題について、自治体とどのような連携や取り組みを行っているのでしょうか。

えー、2点目、健診受診率の向上にどのように、えー、解消に向けまして、向上に向けまして取り組んでいくのでしょうか。

3点目、血清クレアチニン検査、尿酸検査も国の検査項目に追加するよう国に求めるべきではないでしょうか、いかがでしょうか。

4点目、健診の項目、検査項目の充実についてはどのような課題、問題があるとお考えでしょうか。

以上の点についてお伺いをして、1回目の質問を終わります。

○議長（富 きくお君） 岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、向出議員のご質問にお答えします。

えー、後期高齢者医療広域連合は、議員ご承知のとおり、保険者として被保険者の認定でありますとか、保険料の決定でありますとか、医療の給付等の医療保険の事務を行っているところでございます。医療、医師の確保でありますとか、医療の充実といった医療環境を充実していくことにつきましては所管をいたしておりませんが、しかし、病院でありますとか、ま、医療機関、医療資源がですね、適正に被保険者に提供されるよう、さまざまな場を通じてこれまでから意見や要望を述べてまいったところでございます。

今後引き続きそういうような形で、えー、要望なりを行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、保健事業の課題についてであります。えー、低栄養でありますとか、筋量低下等による心身機能の低下の予防あるいは生活習慣病の重症化予防のための高齢者の特性を踏まえた保健指導等がより重要になってくるというふうに考えておりますので、一人一人の受診結果に基づいた個別の訪問指導等が健康増進あるいは重症化予防など、極めて有効であろうというふうに考えておまして、今後はそういう面でも一層必要性が高まってくるというふうに考えているところです。

ただその一方で、この取り組みにはですね、その財源をどうするのかという問題でありますとか、体制をどうするのかという問題が、あー、ございます。こういう点を留意をしながら、えー、できるだけ前向きに取り組んでいけるように努力をしていきたいというふうに思っております。

えー、市町村で実務をお願いをしております健診の受診率の向上につきましてであります。今後とも、おー、検査項目も含めまして、えー、十分に相談をする中で、ほ、被保険者

お一人お一人の意識の向上も図りながら、引き続き受診率が向上するよう努めてまいり、ま  
いりたいというふうに考えております。

最後に、えー、健診の検査項目についてであります。先ほどもお話がありましたけれど  
も、クレアチニンの検査は平成25年度から、えー、追加したところでございますし、28年度  
は、あー、26市町村長、23市町で、ま、もう既に実施いただいているというところござい  
ます。28年度からは尿酸検査も追加項目として、えー、実施をしてくれているところであり  
ます。

今後とも、おー、市町村と検査項目の拡充等について十分に相談をする中で対応してまい  
りたいというふうに考えているところでございます。もちろんこれらについても、PR等は  
ですね、市町村と手を取り合っていますね、えー、十分なPR活動をしていくというふうに考  
えているところです。

以上です。

○議長（富 きくお君） 向出健議員。

〔24番 向出 健君登壇〕

○24番（向出 健君） えー、それでは、再質問に移らせていただきます。

えー、今、医療環境の整備については直接所管をしていないけれども、事あるごとに機会  
があれば意見を述べていきたいというふうな旨の答弁がございました。えー、確かに、えー、  
直接に所管はされていないとは思いますが、当広域連合の意義ですね、75歳以上の後  
期高齢者の医療給付を担ってきているという点では、特に高齢者の方を対象にしているとい  
うことで、例えば移動の交通の問題にとっても、それ以外と比べて非常に困難な状況にある  
可能性が高い、そうした、えー、当然後期高齢ということの特性を踏まえた状況があるとい  
うふうに思います。そうした認識をやはり強く持っていて、えー、府が基本持っている  
んだということはそうであったとしても、当広域連合もやはり環境整備については主体的  
に中心的に役割を担っていかなければいけない、そうした立場からぜひ府と連携して、えー、  
積極的な提案または、えー、この事業内でもできることは積極的に行っていただきたい、そ  
ういう思いで質問をさせていただいています。再度、この点について答弁を求めたいと思  
います。

それから、えー、健診の向上と健康づくりについては、あー、財源等の問題、体制等の問  
題も挙げられました。先ほど質問させていただいたように、えー、血清クレアチニン検査、  
尿酸検査は、えー、主要施策説明書の中には国の検査項目には入っていないということとし

たけれども、やはり積極的に国の検査項目として入れていただいて、そうした財源の上でも、えー、優先、あの一、保障されるような方向に持っていくべきではないでしょうか。

また、体制についてもなかなか難しい中で、体制強化という点についても国に求めることでこうした健康づくり、健康受診率の向上に資するのではないかというふうに思います。この点についても、再度、えー、お伺いをしたいと思います。

えーと、医療費の格差についてで、ついでですね、以前には特に医療給付費が著しく低い地域については、原則、府内の市町村は同じ保険料であるところを特別に安くする不均一保険料というものを適用していましたが、それを廃止され、しかし、一方で医療費の格差は残されたままとなっていると、こうした状態にあります。公平性等々言われますけれども、えー、不均一保険料だけは廃止をして医療格差が是正されないというのも一つの不公平ではないかというふうに思います。ぜひこの解消に向けて取り組みを強化していただきたいというふうに思います。

それからですね、あの一、さまざまな要因があって健診受診率の向上等がなかなかされていない状況があるとは思いますが、例えば交通機関の充実の関係なのか、もしくは医療機関が少ないためにこういう向上、お一、受診率の低さがあるのか、もしくは、えー、医療を受けるための、お一、医療費を負担する経済能力上の問題があるのか、さまざまな要因があるとは思いますが、えー、各自自治体とですね、しっかり話し合っ、そしてそれらの解消に向けて必要があれば、えー、当広域連合としても必要な補助、いろんな事業の措置等も具体的に進めていくべきではないかというふうに考えています。

えー、こうした問題、えー、にはですね、えー、一般論で述べるのではなくて、具体的に例えばですね、こういう市町村とはこういう話があって、こういう課題がそれぞれ出されていて、そしてこういう、う一、事業をした結果、えー、健診受診率がこう向上しましたというような報告書を作成するなど、そうした、えー、具体的な取り組みをしていただきたいというふうに考えています。

えー、どうぞ、お一、医療、後期高齢者の医療を担っている当広域連合の役割をしっかり認識していただいて、えー、取り組みを進めていただきますよう求めまして、えー、再質問を終わらせていただきます。

○議長（富 きくお君） はい、岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、先ほどもご説明いたしましたとおり、医療環境の充実

に関する取り組みにつきましては、本広域連合が直接取り組める事業ではないというふうに考えますけれども、安定した医療の提供については重要な問題であるというふうに認識しているところです。このため、えー、本広域連合といたしましては、これまでから国や京都府に対しまして医療資源等の偏在の解消に向けた取り組みについて発言、要望を行ってきております。今後とも機会を捉えて、えー、努力してまいりたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（富 きくお君） 次に、質問の通告がありましたので発言を許します。

異悦子議員。

〔21番 異悦子君登壇〕

○21番（異悦子君） 久御山町の選出議員の異悦子でございます。

通告に従いまして一般質問を行います。

本日は、この後期、後期高齢者広域連合の社会保障・税番号、ま、におけるマイナンバーの事業について質問をいたします。

今年の7月より地方公共団体及び医療保険者の情報連携というのがスタートをいたしました。そういうところら辺に関しまして、えー、以下の点をお尋ねしたいと思います。

社会保障・税番号、いわゆるマイナンバー制度で、に地方公共団体と医療保険者との情報連携について、また、医療保険者間の連携についての仕組みなど、詳細な説明を求めたいと思います。

えー、2つ目には、情報連携とありますけれども、その事業内容、また、情報連携で特定個人情報保護が本当に、あの一、保障ができているのかどうか、非常に疑問な点があります。その点についても説明を求めたいと思います。

次に、委託業務についてであります。

P I A、あの一、この情報の連携に基づく評価書でありますけれども、2月定例会における、ま、私についての答弁では、中間サーバーや情報提供ネットワークでの委託先と、あの一、当広域連合とのセキュリティについては問題がないと、このような回答でございました。どうしてそのような断定ができるのか。ふそ、不測の事態での対応はできることになっているのかどうか。そこについて明快な答弁を求めたいと思います。

また、住民の方が被保険者として資格を取得する場合、また、届出を受ける際に対象者のマイナンバーを取得管理することとなっております。その管理とはどこがどのように行うの

でしょうか、お答えください。

次に、えー、この事業においては、委託先及び再委託先というのが評価書の中に載ってきております。そこで、あの一、事業所、またその事業所とこの広域連合との関係も踏まえまして、個人情報保護の観点から認識をお尋ねしたいと思います。

5つ目には、平成29年度予算の説明では、国が構築した情報ネットワーク接続、また、維持管理等で3,400めん、万円は国の負担ということでありましたけれども、これは今後、次年度以降の負担はどのようになっていくのでしょうか。広域連合独自の負担になるのか、それとも一部がそうなるのか、その点も詳しくお尋ねをいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（富 きくお君） はい、岡嶋副広域連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 異議員のご質問にお答えします。

少し順不同になりますけれども、ご了承をお願いしたいと思います。

いわゆる番号制度は、議員ご承知のとおり、行政手続における特定の個人の、個人をしき、識別するための番号の利用等に関する法律に基づいて実施をされているものと、でございます。

まず、情報連携の仕組みでありますとか、事業内容でございますが、えー、情報提供ネットワークはマイナンバーと関連づけられた個人情報に関係機関の中でやり取りするためのシステムのことを指します。広域連合は、保険者として情報提供ネットワークに接続をいたしますが、規模の小さい保険者を含めると1,800もある保険者がそれぞれ機器を準備をするとするとコストも非常に多くかかるということのために、社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険中央会が取りまとめ機関となりまして、その取りまとめ機関に中間サーバーと呼ばれる大きなサーバーを、お一、構築し、全ての保険者の情報を統括し、そのサーバーから情報提供ネットワークに接続するという形になっております。広域連合は直接情報提供ネットワークに接続するのではなくて、取りまとめ機関が設置した中間サーバーに接続をするという形になりますので、我々保険者は取りまとめ機関に業務を委託をするということになります。

それから、えー、情報連携における個人情報保護あるいは中間サーバーや情報提供ネットワークでのセキュリティの問題でございますが、まず、地方公共団体と医療保険者、また医療保険者間それぞれをつなぐ回線の仕組みでございます。その回線につきましては、情報提供ネットワークや中間サーバーと保険者を結ぶ回線、保険者と府内市町村をつなぐ標準シス

テムの回線はそれぞれが専用線で結ばれております。一般的なインターネット回線とは完全に切り離しております。この専用線は許可された端末からの通信以外を即座に遮断をするという措置がとられておりまして、外部からの侵入は困難だろうというふうに考えているところです。

次に、この専用線を介してやり取りされる個人情報であります。マイナンバーと被保険者の情報が漏れてしまわないように、各保険者の特定個人情報に対しまして、それぞれの回線ごとに異なる暗号となる番号を付与して、マイナンバーそのものではなくて、その暗号化された情報のやり取りをしているということでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、他府県から被保険者が京都府下の市町村に転入された場合に、転入元からその方ですね、地方税に関する情報を取得する場合がございますが、まず、先ほどの説明いたしました転入元の間接サーバーから暗号化された番号が付されて専用線である情報ネットワークを介して保険者中間サーバーに届きます。その情報は再び別の暗号が付され、さらに広域連合につなぐ専用線を介して当広域連合が取得をするということになります。その取得した情報を標準システムで管理することになります。最後にその情報を専用機である標準システムの回線を介して、転出先の市町村で確認をするということになります。

このように、ま、情報のやり取り、管理を行う全ての回線が専用線であり、マイナンバーのやり取りを行わずに情報の連携を行うということになります。

それから、委託先や再委託先でのセキュリティの問題であります。システムの管理・運用を行う委託先や再委託先の専門のスタッフや民間業者が介在をするということになるわけですが、これについて説明をいたしますと、委託先の特定個人情報等の取り扱いについては、法令遵守、機密の保持、事業の、事業に従事する関連の従業員への監督・研修等を契約の中で義務づけておりますし、セキュリティの問題は万全が期されているというところでございます。

なお、当該従業員等のセキュリティの研修等、対応、研修等ですね、対応状況については、後刻報告等を定期的に求めるということになっています。

えー、お話しになりました不測の事態への対応ということでございますが、えー、情報連携につきましては、暗号を使用し、専用線を介して、えー、他機関との情報のやり取りを行いますので、安全なものというふうに考えております。また、マイナンバー制度によりセキュリティの問題等、不測の事態を発生するということがないように、安全なシステムの構築、

運用など、日々見直しをされ、必要な改善・改修がされているというところでございます。

広域連合や市町村においても、セキュリティポリシーを定め、職員研修の実施を含め、個人情報徹底を、管理の徹底をしているところでございます。

最後になりますけれども、情報ネットワークへの接続・維持管理費については、今年度は3,400万円の予算計上を行っているところですが、先ごろ1,800万円で契約を締結をしたところです。平成30年度における契約額や内容につきましては、現時点では示されてはおりません。

以上でございます。

○議長（富 きくお君） 異悦子議員。

〔21番 異悦子君登壇〕

○21番（異悦子君） それでは、あの一、再質問をいたします。

ま、ご答弁をいただいた中で、やっぱり気になるのが住民が知らないところでマイナンバーが、あの一、動いていくと。確かに付番とか枝番とかいうところでマイナンバーとは違う番号でやっていくから安全だということが言い切れるのかどうか、非常に私は疑問ではあります。

ま、といたしますのも、この間もいろいろ事故があつたりしていますので、そういう点からいきましたら、この広域連合は、あの一、委託先ということ、先ほどどこかで聞いても答えがなかったんですけども、委託先または再委託先というところにおいても、委託者というのは委託先とか再委託先で起こったことに全てに責任を持たなければならないということになっているわけなんですね。

それで、私、あの一、このホームページに載っております評価書、PIAと言うらしいんですけども、その評価書の中を見ましたら、あの、標準システム保守、運用は日本電気になっていると。中間サーバー、サーバーについては京都府国民健康保険団体連合会に委託をします。中間サーバーにおける情報ネットワークシステムを通じた情報照会などは社会保険診療報酬支払基金へ、え一、委託を、再委託をします。中間サーバーにおける本人確認事務は支払基金が行うとか、そういうふうなところがあるんですけども、ただ委託先、先ほど人的な、あの一、まあ、研修とかそういうこともちゃんとやります的なこともあったんですけども、委託先の確認方法として書いているのは、当広域連合事務所内での閲覧により確認というふうに書いてあるんですよ。で、それしか私は読み取れなかったんですけども、それが果たして委託先、再委託先、再々委託先のね、ところで行われている内容が、



あの一、担保できるのかという監督責任的な担保できるのか、そこのところに非常に疑問を持っておりますが、その点は絶対大丈夫だと。まあ、あの一、評価書を見てても、リスクの点でも非常に十分ですとか、ま、そういうことが書いてありますので、そこの住民的にも納得ができるような確認のご答弁をいただきたいと思います。

それから、あの一、こういう非常にこう、私ら、あの一、年を重ねてきましたところでもあるんですけど、非常にややこしい。この私たちのマイナンバーが、え一、中間サーバーの標準システムから中間サーバーに行って、中間サーバーから情報ネットワークに行くというね、その流れすらなかなかわかりにくいと。しかもコンピューターがやるから安心だとは言いきれない部分もあるんですけどもね。

私、非常に気になるのがそういう知識を持った方たちの人材というのがね、非常に今後重要視されてくるんじゃないかなと思います。で、この間でも、え一、先日の協議会の中でも人的な確保というのが非常に大変だということを国のほうに要望書を出してるという、この広域連合がですね。そういう中で、この人的な確保をどうしていくのか、今の人的な対応で十分なのかどうか、そういうところ辺についてはどういった、あの、お考えを持っていらっしゃるのか、そこのところを聞きたいと思います。

そして、あの一、先ほども、あの一、ご答弁がありましたけれども、監督責任のね、ところにおいても、また、中間サーバーとかいろいろこうやる中で、あん、安全なところでいっても、今後、この予算がね、今年度は、まあ予算が3,700のうち1,800万とおっしゃったんですかね。そうだとっても今後はちょっとわかりませんということなんですけどね、実際のところそういった予算的な確保ができなかった場合、改めてこの広域連合が独自の財源で維持管理をしていかなきゃならないことに、ならない事態にならないのかどうか、そういうところも不安がありますので、その点について、え一、この3点、ご答弁をいただきたいと思います。

え一、以上で再質問を終わります。

○議長（富 きくお君） はい、岡嶋副連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） え一、異議員の再質問に、え一、です。

先ほども答弁いたしましたように、これまでから個人情報の取り扱いには万全を期しているところでございます。システムの物理的、技術的な対策とあわせまして、委託業者には個人情報保護に関する秘密保持をつけておりますし、当広域連合職員に対しましても、個人情報

報保護を含む情報セキュリティについての研修を行うなど、随時実施をしてきているところでございます。

いずれにいたしましても、個人情報を含むさまざまなサービスについてその享受と利便性を求めるということは今の時代の大きな流れになってきていることも事実でございます。えー、今回、マイナンバーを含め国を挙げて実施されているものであります、個人情報の漏えいなどの不都合が起きないように、引き続き努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、えー、さい、さい、えー、委託するについて保険者が許諾するというところでどんなことを確認するのかというお話でもありましたけれども、委託先と同等の契約を義務づけておるといことで、えー、同じ内容が担保されるというふうなことになります。

それから、同等となっているかを確認することで再委託先と再々委託先の、おー、特定個人情報等の取り扱いの状況について監督をして、なおかつその状況を定期的に委託先、委託先から委託ごとにですね、報告をするということになっているところでございます。

○議長（富 きくお君） よろしいですか。

〔「答弁、答弁漏れです。予算のことですね。800、今後、今後ね、あの一、それが国のところで書いてあるんです」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） ちょっと待ってください。はい。異議員。

○21番（巽 悦子君） ありがとうございます。そこを今後、もし国が予算がなくても単費でやっていくのかという質問をさっきしたんですけども、それについて答弁がありませんでした。

○議長（富 きくお君） 答弁漏れということでございます。その答弁をお願いします。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 失礼いたしました。

あの一、広域連合協議会全体としてもですね、今回のマイナンバー法に基づくそういう制度、整備費用については、国の、おー、大幅な補助を求めるという要望も出しておりますし、これから先のことはわかりませんが、とりあえず、うー、30年度の状況についてはまだ連絡は来ておりません。

以上です。

○議長（富 きくお君） はい。次に、質問の通告がありましたので発言を許します。

くらた共子議員。

〔2番 くらた共子君登壇〕

○2番（くらた共子君） 皆さん、ご苦労さまです。京都市のくらた共子でございます。

私は、えー、通告に示しましたように、全国後期高齢者医療広域連合協議会として国に要望書が提出されております。その要望の項目に沿いまして質問をさせていただきます。

えー、先ほど来からも、おー、事務局体制、全体的な人的体制についてのご質問がございました。全国後期高齢者医療広域連合協議会は、広域連合の事務局体制について、市町村からの派遣職員が中心で、専門的な人材が育成しにくいとはっきりと指摘をしております。

えー、そこで、運営体制確立が必要だと見直しを求めているわけですが、具体的に京都府後期高齢者医療広域連合における運営体制の確立とはどのような状況を想定しているのか、お答えください。

2点目、平成28年12月末に国が公表した保険料軽減判定における標準システム誤りについてです。

ま、広域連合及び市町村がその後の対応や処理に追われております。ま、これに要した経費は当然全額国がふてん、負担すべきと求めているわけですが、京都府広域連合が要した費用の額というのは幾らなのか。その内訳も含めてご答弁をお願いいたします。

また、国のシステムミスが制度当初より発生していたことは重大であります。国が全額負担するのは当たり前ですが、一方、変更賦課が生じた府民の対応で還付は100%行うべきです。これは当然のことです。及び追加徴収については強要することがあってはなりません。この点についてはいかがお考えでしょうか。

また、これまで、えー、広域連合議員に説明をされたのは、さかのぼり徴収ができる2年についての数字でありました。しかし、それ以前の期間に本来納められるべきであった保険料が納められていない、まさに会計欠損が生じているということでもあります。この会計上の処理についても議会に報告がされ、承認が必要だと考えますが、この点はどのようになされるのかお答えください。

3点目、保険料算定における現行の所得の考え方についてです。

これは国への要望のところで、煩雑過ぎ実務上限界に達していると厳しく指摘が行われております。具体的にどういう状況なのかお聞かせください。

また、税法上の所得をそのまま用いて簡素化をと求めていますけれども、結果として被保険者の負担増とならないことが重要であります。そのことを前提として求めているものなのか、これについてもご説明を願います。

4点目、低所得者等に対する保険料軽減特例措置についてであります。

要望書の中で、国に恒久化を求めています、これは保険料軽減特例措置の廃止はすべきではないというご認識を持っておられるのか。これについてもお答えください。

また、一方、この文章には、やむを得ず見直す場合には、介護保険料軽減の拡充や年金生活支援給付金の支給などといった、他方の制度における高齢者の負担軽減施策や激変緩和措置が必要と述べています。このことの意図は何なのでしょう。

まず、4点、まとめてお答えをいただきまして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（富 きくお君） はい、佐々木連合長。

〔広域連合長 佐々木稔納君登壇〕

○広域連合長（佐々木稔納君） えー、それでは、あー、くらす議員のご質問にお答えいたします。

えー、まず、うー、広域連合事務局における運営体制の確立についてでございますが、えー、後期高齢者医療制度、平成20年度の運用開始以来、えー、運営開始以来、えー、本年度で、えー、10年目ということになっております。この間、ご関係の皆さん方の、おー、ご尽力、また、あー、各市町村や、あー、京都府の皆さん方の、おー、支援もありまして、えー、保険者の皆さん方に、被保険者の皆様方に安心して利用できる制度と、おー、定着してきたというふうに認識をいたしております。

えー、そういった中で、えー、当広域連合におきましては、えー、市町村や、また京都府から職員を派遣いただき、えー、制度運営を行っておるのが現実でございます。えー、現在22名の、おー、少数精鋭で、えー、最大限の効果が上がると、おー、ように、えー、仕事を通じてのトレーニングを中心にしたさまざまな研修も実施しながら、円滑運営に努めておるところでございます。

ま、こういった中で、えー、ご承知のとおり、後期高齢者の、おー、さまざまな増加等に伴いまして、えー、繁忙化する業務に対応するためには、あー、さまざまな事務改善等を行わなければなりませんし、また、必要な場合には臨時職員の雇用等も行わなければならない、ならないところがございます。

また、そういった中で、えー、各市町村におきましても大変厳しい、えー、人的な、また財政的な状況もございますので、これを、これ以上の負担をお願いする状況というのは大変困難であるというふうに考えておるところでございます。

ま、そういった中で、当連合といたしまして、連合、広域連合といたしましても、おー、

将来にわたって現行制度の、お一、が健全に維持できるように、え一、各市町村、また京都府さんとも連携を図りつつ、う一、運営に取り組んでいきたいというふうに考えております。

え一、先ほど、お一、ご質問の中でおっしゃっていただきました、あ一、全国後期高齢者医療広域連合協議会、え一、これに対しまして、これにおきまして6月の7日に、え一、広域、後期高齢者医療制度に関する要望書を、お一、え一、厚労省のほうに提出をさせていただきまして、え一、ご説明もさせていただき、私も同席をさせていただいておりました。

ま、そういった中で、え一、特に、い一広域連合への職員を派遣する市町村に対しましての要望といたしまして、財政的なかい、こう、措置に加えて定数上の措置も講じるような、あ一等、派遣しやすい環境を整備すること、こういった項目もこの要望書の中に、え一、入れておるところでございます。

え一、その他の項目につきましては、それぞれ、え一、副連合長のほうから答弁させます。

○議長（富 きくお君） はい、岡嶋副連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） え一、続きまして私のほうから、あ一、お答えをさせていただきます。

まず、国保料軽減判定における国の標準システムの誤りについてでございますが、本広域連合といたしましては、まずは減額及び増額対象となった方々、被保険者の方々へのきめこまかな、きめ細やかな対応が先決であろうというふうに考えております。この間の市町村を含めた対応にかかわる経費につきましては、国の責任において必要な財政措置を講じるよう求めているところであり、今後、国の動向に注視をしながら、適宜対応してまいりたいと考えます。

また、追加徴収となった被保険者の対応につきましては、他の被保険者との公平性を保つ観点から納付をお願いせざるを得ないというふうに考えておきまして、各市町村の窓口におきまして、被保険者の生活実態や収入の状況に応じて分納の誓約をいただくなど、ご理解とご協力をいただきながら納付手続を進めているところでございます。

え一、次に、今回のシステム誤りについてでございますが、これは保険料の所得割算定に用いる所得の判定方法と軽減判定に用いる所得の判定方法がそれぞれ異なるというところから発生したものでございます。ミスの原因や被保険者への説明にも困難が生じるということもあり、実務上の課題が、あ一、課題だというふうに認識しております。

このため、え一、税法上の所得をそのまま用いるなどのですね、簡素化を図ることにより、

被保険者の信頼回復はもとより、広域連合及び市町村の事務負担も軽減できるよう、国に対して制度改善を要望しているというところでございます。

ただ、あ一、正確な保険料算定が、あ一、システムのみで完結をするというのが次期標準システムの公開が予定をされている平成31年度ということになりますので、それまでの間は現行の計算システム等、要は手作業を併用せざるを得ないという状況にありますことから、一刻も早く完全な形でのシステム改善がなされるよう、これも同時に要望しているところでございます。

え一、特例軽減の制度の見直しについての、お一、お話もございましたが、あ一、この点は先ほど岡本議員にご答弁申し上げたとおりでございます。よろしく申し上げます。

○議長（富 きくお君） はい、くらた共子議員。

〔2番 くらた共子君登壇〕

○2番（くらた共子君） はい。あの一、具体的に聞いたことに正確にお答えをいただけていませんので、改めて次のところでお答えいただきたいと思います。

まず、あの一、前後しますけれども、京都府広域連合が要した費用の額については、これは正確に数字でお示してください。何を求めているのかということになりますので、よろしく申し上げます。

それから、連合長から、え一、体制についてご答弁ありましたが、要は人が足りないということなんでしょう。22名、しょうえい、少数精鋭などとおっしゃいますけれども、しかも各市町村も人的に厳しい状況だと。どっちも大変だということなんですよね。しかもそもそもですね、私は、あの一、全国の後期高齢者医療広域連合協議会の国への要望書、これは第1点目からそもそも矛盾がにじみ出ていると思うわけですね。市町村からの、そりゃあ、優秀な職員が選ばれて派遣されているでしょう。しかし、専門的な人材が育成しにくいんだということを指摘しながら、文章の最後は市町村から派遣しやすいように何とかやってくれということになっているわけですよ。これ、一文字とっただけでもね、ま、この制度がいかにかこう矛盾に満ちているかということが私はわかるというふうに思っております。

それから、あの一、保険料の軽減特例措置については、今のご答弁を解しますと、いや、要は、あの一、廃止すべきだという立場には立っていないということなんです。あの一、しかもですね、先ほど来、岡本議員の、お一、指摘にありましたように、この軽減措置の見直しによりまして、8,000円、9,000円、1万円近い保険料の値上げということがもう即押し寄せてくると。こうしたときに他の制度のところでも何とか負担の軽減をお願いしますという

のは、これはどういう意味でしょうか。後期高齢者医療保険料はいただきますよと、だけど、ほかの制度のところでは何とか痛みを和らげるようにしてくれよと。これ、あの一、考えようによっては、後期高齢者医療保険料だけはごっそりいただけるように条件整備してくれというふうに求めているかのようにもとれるわけです。

そうではなくて、もうほとんどどのような角度から見ても、高齢者からこれ以上の保険料をいただくことは限界だということをしかりね、認識としてお示しになるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。この点については、もう一度ご答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、あの一、え一、先ほど申し上げましたように、あの一、国のシステム誤りによって本来、え一、最初に被保険者にお示しをして納めていただくべき保険料が徴収できていないという、その額は幾らなのかと。それはどのように議会に報告をなさるのか。そして議会の承認というものをやっぱり手続としてね、これは踏んでいただかないと具合悪いんじゃないでしょうか。これについても、これはきちっとお考えをお示してください。

あの一、国の、お一、社会保障費抑制政策としてこの制度は創設されたということは、これまで述べてまいりました。医療が使われれば使われるほど被保険者の保険料にはね返るあるいは窓口負担を今後は増やしていく。このようなことが二重、三重にと、まあ組まれているわけです。

結果として、75歳以上の最も医療を必要とする年代の方々から医療を受けにくくすると、こういう大変人道的にも問題があるという指摘のある制度であります。したがって、え一、この事務を取り扱う後期高齢者医療広域連合に課せられる責務というのは、憲法と地方自治法に、まあ甚だ矛盾をすると、こういうことになります。私は、今回の全国後期高齢者医療広域連合協議会の国への要望書にはですね、その苦悩の一端があらわれているというふうに受けとめております。

京都府内の被保険者数は、平成29年5月31日現在で34万7,119人、保険料滞納者数は5月1日現在4,019人、短期証発行人数は8月22日現在337人、保険証未交付数が62件、先ほどありました。また、平成28年度の保険料滞納者への差押え件数は40件で、え一、預貯金が差押えられた件数が21件、年金が17件、その他2件となっております。

保険料の滞納者やあるいは保険料は払っていても、一人一人の高齢者が必要な医療が受けられているかどうかを把握すること、そして受けられていなければ対策をとるとというのが本来の自治体に求められた役割であります。後期高齢者広域連合というのも、これ自治体であ

ります。国は制度導入時に国民の強い反発で措置せざるを得なかった保険料軽減特例を廃止するとしているわけですが、このことは府民の生命も脅かす問題だということを改めて指摘したいと思います。

制度のそもそもの目的に問題があるということがこれほどはっきりしているわけですから、この制度を廃止して、一旦元の老人医療制度に戻した上でですね、よりよい制度の安定化を図るという立場に進言されるということも、これ連合長として私は大切な役割だと考えますが、いかがでしょうか。

医療の進展をあまねくインフラとして整備し、供給を図ることが国と自治体の責務であります。医療費を削減したいというのであれば、えー、全国の小規模自治体での実践に学んで、徹底して保健事業を充実させるべきです。疾病の予防と早期発見、早期治療を推進することこそ、私は結果に結ぶというふうに、あの一、確信をしています。そのことをですね、根底にしながら、最も医療依存度の高い高齢者を対象に医療費を抑え込むと、そういうやり方を政策としてね、これは認められないというふうに思います。

あの一、マイナンバー制度についても、これ、個人情報を漏えい、これは、あの一、ないって誰が責任を持って言えるんでしょうか。これはもう必ず漏えいが起こると、その危機感をしっかり強めていただきまして、国にはっきり、あの一、意見を述べていただきますように、このことを求めて終わりたいと思います。

えー、指摘しました答弁漏れについては、きちっとお答えをいただきたいと思います。議長、よろしくをお願いします。

○議長（富 きくお君） はい、佐々木連合長。

〔広域連合長 佐々木稔納君登壇〕

○広域連合長（佐々木稔納君） えー、まずは、あ一、えー、くらた議員の再質問にお答えするわけですが、えー、当広域連合事務局におきまして、えー、人数が足りていないんじゃないかというご指摘ですが、先ほどの答弁でも申しましたように、22名の、お一、京都府や市町村からの派遣職員を中心にして構成されておりますメンバーが決して、えー、仕事が楽だとか、あ一、ということではないわけですが、それぞれ大変ご努力をいただきまして、円滑な運営をしていただいておりますというふうに私は認識をいたしております。

ただ、あ一、これからやはり高齢者の、お一、人数が増えてまいります。また、先ほどのマイナンバー制度の導入等、さまざまな、あ一、これまで以上の業務も、お一、対応しなけ



ればならない。こういったことを考えますと、今後の、お一、運営を円滑にしていくためには、やはり、え一、広域連合全体としても課題でございますが、あ一、こういったことに対する国に対しての要望として、え一、先ほど申し上げましたような、あ一、後期高齢者医療広域連合協議会として、え一、厚労省のほうに要望をいたしたところでございます。

ま、そういった中で、え一、現状につきまして、ま、大変努力をしていただく中で円滑な運営をしていただいておりますというふうに考えておりますが、今後、やはりそういう認識、課題があるという認識のもとでの要望をしておるということでご理解をいただきたいと思えます。

え一、また、後期高齢者医療制度自体が限界になっておるんじゃないかというような指摘でございますけれども、後期高齢者医療制度につきましては、あ一、先ほど申しましたように、10年が経過する中で、え一、円滑な運営がなされてきたというふうに考えておりますし、え一、そういった中で社会保障制度改革国民会議の報告書におきましても、現在では、あ一、十分に定着しており、現行制度を基本としながら、あ一、実施状況等を踏まえて必要な改善を行うことが適当であるというような方向性も示されておりますので、え一、私どもも、お一、こういった観点に立って、え一、京都府や各市町村、お一、等との協力を得ながら、円滑に制度運営がなされるよう、今後とも努力をしていきたいというふうに考えております。

え一、こういった中で、え一、ま、世代間の負担の公平性を確保しつつ、制度の運営主体となります、う一、この、お一、後期高齢者医療制度が、あ一、円滑に運営できるように、え一、そして次世代にも引き継いでいけるように、え一、先ほど申しました全国の広域連合協議会、また、あ一、隣の市町村、京都府とも緊密な連携を深めながら、あ一、諸課題に対処していきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（富 きくお君） 岡嶋副連合長。

先ほどの答弁漏れも一緒をお願いします。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 私のほうから2点ですね、え一答弁させていえます。システム誤りに関して、え一、市町村でありますとか、私ども事務局でありますとか、現時点では細部の積算をしておらない状態です。といいますのは、あの一、通常業務以外で例えば発生するような業者への委託費用でありますとかあるいは職員の超勤費用とか、ま、どんな状況

に実際あったのかということを含めて、いずれ国とのやり取りをする中で、えー、対象となるもの、ならないものが、あー、明らかになるだろうというふうに思ってますので、国の動向を注視したいというふうに申し上げたところでございます。

それから、あー、変更賦課の対象者の状況についてでありますけれども、還付をしなければ、あー、ならないという対象者の、おー、人数は548人で、1,388万4,305円でございます。逆に、えー、いただかなければならないということで、えー、157の方が合わせまして297万4,026円ということでございます。

以上です。

〔「違います。質問の趣旨が違います」と言う人あり〕

〔「数を含めというお話がございましたので」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） あの一、副連合長、あの一、京都府後期高齢者広域連合及び市町村が対応や処理に要した経費の確認について、先ほど、えー、くらた共子議員から、えー、答弁がなかったのでお願いしたいということでございます。それについては、もう一度。

○2番（くらた共子君） 算定してないということで。

○議長（富 きくお君） 算定してないということでいいですね、それでいいですね。

○2番（くらた共子君） はい。その件については結構ですが、過去にさかのぼっての会計処理については。

○議長（富 きくお君） ちょっと時間をください。

○2番（くらた共子君） はい、どうぞ。

○議長（富 きくお君） はい、再び岡嶋副連合長。

○副広域連合長（岡嶋修司君） 申しわけございません。還付をする部分につきましては、できるだけ早期に当然返していきますので、29年度の歳出ということになりますし、逆に追加徴収をもらう部分については、直ちに、えー、納めていただく方もいらっしゃるれば、分納される方もいるということで当該、えー、保険料等をですね、収納された年度ということが、えー、対象になるというふうに思います。

○議長（富 きくお君） あの一、質問の趣旨と、質問、えー、答弁の、えー、ちょっと食い違いがあるということで、えー、一応、くらた共子議員のほうの発言を今回許したいと思えます。もう一度きっちりと正確に言うてください。

〔2番 くらた共子君登壇〕

○2番（くらた共子君） お許しをいただきまして、あの一、事前に説明を受けましたのは、

えー、さかのぼり、えー、賦課及び徴収が行える、これは税が5年、えー、保険料は2年ということになっておりますね。ですから、その2年間を対象とした対象件数や、そして、あの一、金額についてはご提示があったというふうに認識しております。

しかし、この国におけるシステム誤りというものにおける、えー、本来、えー、被保険者に通知されるべき保険料、これが不正確であったことによるその、お一、誤差を生じた保険料、本来賦課をし、そして徴収をすべき保険料が私たちの目にあらわれていない部分があるのではないかというふうに考えているところです。それが事実あるのであれば、その部分は会計上欠損としてしっかり、あの一、説明がされて、そのことが、えー、国のシステム誤りにおける、えー、生じたものだということで、議会の承認を得るという手続が要るのではないかとということで、えー、提起をさせていただきました。これについてのお答えをいただきたいと思っております。

以上です。

〔「議長、暫時休憩をとってください」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） ちょっとお待ちください。答弁できますか。

はい。あの一、答弁ができますので、答弁が終わってからにします。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 失礼しました。

あの一、先ほど申し述べました還付する人員と金額につきましては、過去5年にさかのぼって積算をした分でございますし、追加徴収する部分を過去2年しかさかのぼっておりませんので、適正に積算した分をそれぞれの年度、今年度以降の年度で収入をするということになります。よろしゅうございますか。

○議長（富 きくお君） ということですね。

○2番（くらた共子君） そういうご説明だということで、一旦承っておきます。

○議長（富 きくお君） はい、5年を2年と。5年のやつを2年ということですね。

〔「いやいや、違う」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） 過去5年……

〔「それぞれ」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） それぞれ。

〔「徴収する分は2年にさかのぼって、2年間さかのぼって」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） それ以前のことをおっしゃったわけでしょう。

○2番（くらた共子君） あの一、よろしいですか。

○議長（富 きくお君） いや。

〔「承ったんならそれでええやん」と言う人あり〕

○2番（くらた共子君） いやいや。

○議長（富 きくお君） だから、まあ今の答弁で、あの一、はい。今の答弁でよろしい、あの一、今の答弁で、あの一、よろしゅうございますか。

○2番（くらた共子君） ま、そういうご答弁があったということで。

○議長（富 きくお君） はい、ことで。

じゃ、えー、ここで、えー、休憩をとりたい、えー。

ここで、あ、以上で、えー、一般質問を終結をいたします。

えー、ここで休憩をとりたいと思います。

ただいま3時27分でございますから、ここで10分間休憩をとりますので、ちょっと半端ですが、3時37分になりましたら、あ一、再開をいたします。よろしく願いいたします。

休憩 午後 3時27分

再開 午後 3時37分

○議長（富 きくお君） それでは、再開をさせていただきます。

先ほどの、お一、くらた共子議員の質問に対しまして、えー、副連合長のほうから改めて答弁をしたいということでございますので、こちら、えー、答弁を求めたいと思います。

副連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 今回のシステム誤りにより、徴収あるいは返納の、えー、積算につきましては、国からの通知に基づき一括してシステムにより、えー、システムを用いて積算をしているところでございまして、金額等につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（富 きくお君） はい。以上でございます。

次に、えー、先ほどの休憩中の、お一、時にですね、えー、要望書が、あ一、提出を、お

一、されました。え一、巽議員、それから朝子、巽、え一、悦子議員、朝子直美議員、齋藤和憲議員、それから、あ一、向出健議員、岡本亮一議員、くらた共子議員の連名で、え一、副議長の選出方法についての要望書が、あ一、提出をされました。

議会運営にかかわることですので、え一、次回の全員協議会で議論をさせていただくことといたします。ご了承お願い申し上げます。

---

### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（富 きくお君） え一、日程13、議案第8号、平成29年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論について終結をいたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり可決することについて賛成の方を、方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（富 きくお君） え一、挙手多数であります。一応念のために事務局のほうから、え一、表決数について、え一、数えていただいて報告をさせたいと思います。

ちょっとそのままお願いいたします。

〔挙手全員〕

え一、挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

---

### ◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（富 きくお君） 日程第14、認定第1号、平成28年度一般会計決算、日程第14、認定第1号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、質疑の通告がありましたので、発言を許します。

質疑の時間は、質問、え一、再質問を合わせて20分以内となっておりますので、ご協力のほどお願いいたします。

巽悦子議員。

〔21番 巽悦子君登壇〕

○21番（巽悦子君） 久御山町選出議員の巽悦子でございます。

認定第1号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑をいたします。

まず、保険者機能の取り組みについてお尋ねいたします。

1つ目は、鍼灸等療養費審査等、これは、えー、1,075万2,000円でございますが、これについて予算のときの説明では、一般財源で実施をする。平成27年度より83万4,000円増額の原因としては、件数の増加と療養申請書管理方法の効率化でありました。審査方法、委託先など、詳細にお答えください。また、管理方法の効率化及びその成果とはどういった内容なんでしょうか、お答えください。

2つには、その意見を聞く場の、えー、保険者機能の向上の中に意見を聞く場というのがあります。その予算では、平成27年度よりも5万円減額をされました。意見を聞く場の状況、意見を聞いた相手方とか、意見の内容とか、その辺についてお答えください。

次に、後期高齢者保健医療対策推進協議会における意見のまとめ、これは平成26年8月に公表されたものでありますが、それについてお尋ねいたします。

健康づくりを担う人材の確保には広域だけでは限界があると、その意見のまとめでは書かれております。そこで、関係する主体の意思統一を図るとともに、実施に必要な体制などの整備を進めるため、市町村、府広域連合、京都府が連携をして新しい体制で取り組む必要があるとまとめております。ま、平成28年度まで来ておりますけれども、この新しい体制とはどういう内容だったのでしょうか。また、その間の取り組み状況について説明を求めます。

次に、健康づくり事業としては、エビデンスに基づく事業実施の検証として、健康課題に関するデータを収集及び分析、地域間格差に、地域間比較に基づく事業を企画・実施として事業効果を検証した上で、その結果をフィードバックするとしております。平成27年、28年度における実施状況及び事業効果、また今後の課題などがあれば説明をしてください。

3つ目は、総務管理費委託料517万5,384円及び業務管理費委託料2億5,391万4,036円についてお尋ねいたします。

まずは、委託先とその委託契約内容、そしてその入札状況、また落札額等、その結果について、えー、説明を求めまして、1回目の質問を終わります。

○議長（富きくお君） 佐々木連合長。

〔広域連合長 佐々木稔納君登壇〕

○広域連合長（佐々木稔納君） えー、それでは、異議員のご質問にお答えいたします。

えー、私からは、後期高齢者保険、えー、医療対策、うー、推進協議会における意見のまとめについて、えー、ご質問いただきました。

このうち、健康づくりを担う人材育成等につきまして、えー、は、今後のさらなる高齢化の進展に伴いまして、えー、当広域連合と京都府との連携強化を図る、うー、後期高齢者、あー、保健医療対策推進協議会が、えー、平成26年8月に公表いたしました意見取りまとめ、えー、を受けまして、当広域連合におきましては、平成27年度から新たな体制として、えー、京都府から、あー、京都府の山内副知事さんに副連合長にご就任いただいております。

えー、また、健康づくり事業の方向性といたしまして、例えば健診項目の充実、えー、先ほど来、ご論議いただいておりますけれども、血清クレアチニン等の全市町村での実施、また、あー、歯科健診の実施等につきましてもご提言をいただいておりますので、えー、この後、順次取り組みを拡充しております。えー、の方策をしておるところでございます、一定の進捗を図っているところでございます。

また、国におきましても、おー、高齢者の心身の特性に応じた保健指導の一環として、フレイル対策の充実が打ち出されるなど、おー、保健事業の推進が今後ますます重要性が、あー、増してくるものと認識をいたしておるところでございますが、えー、当広域連合におきましても、市町村が実施いたしております、えー、各種保健事業に補助金を交付する形で、えー、事業を展開をいたしております。

ま、このため、えー、今年度は当広域連合の職員が府内の各市町村と、を個別訪問させていただきまして、今後の保健事業のあり方、また効果的、効率的な実施を目指して、えー、意見交換をさせていただくなど、おー、市町村におけるニーズの把握、また、情報収集にも努めておるところでございます。

また、京都府におきましては、あー、いろ、医療・介護に係る諸問題、諸課題にオール京都で取り組むべく、現在、保健医療計画の改訂を初めとして、えー、高齢者に関するさまざまな計画の見直しも進められているところでございますけれども、当広域連合といたしましても、保険者の立場から適宜意見を述べるとともに、えー、事業推進に当たりまして、例えば、あー、健康長寿のまち・市民、京都市民会議への参画、また、各種、うー、啓発イベントにおきましても、おー、相互連携の強化に努めながらPRの機会をつくるなど、おー、

努めておるところでございます。

えー、ま、今後とも引き続き京都府、そして、えー、府下、あー、各市町ともご理解、ご協力を得ながら、あー、保険者機能のさらなる向上、また、あー、後期高齢者保健医療対策推進協議会の提言を踏まえた、あー、事業展開につきまして、えー、努力をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

ま、その他の質問につきましては、あー、岡嶋副連合長からお答えをさせていただきます。

○議長（富 きくお君） 岡嶋副連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） えー、私のほうから、あー、その他の質問についてお答えを申し上げたいと思います。

鍼灸マッサージ療養費支給申請書の審査につきましては、当初、国保連合会に委託しておりましたけれども、さらに適正化な支給に向けた取り組みの一環として、平成24年度から、えー、支給申請書の画像データ化でありますとか、患者照会を開始をするということと、あの一、年度ごとに一般競争入札を行うということにいたしまして、現在、えー、委託業者を変更しております。

審査内容ですが、例えば、えー、支給申請書の所定の欄に所定の事項が正しく記載をされているかなど、24項目について形式的な審査はもとよりですね、疑義的情報の発見を含めて、えー、審査を委託をしております。平成28年度の委託先は大阪市西区に本社を置く株式会社コアジャパンという会社でございます。

次に、えー、レセプトの管理の効率化、レセプト管理の効率化についてでございます。

これまで、えー、疑義情報に係る調査等のために療養費支給申請書が手元に必要となった際には、職員が交通機関を使って、その都度、えー、京都市からですね、貸与を受けておりました市立病院北隣の倉庫スペースまで出向いて取りに行っておりましたけれども、利便性の向上による職員の負担軽減でありますとか、業務の合理化を図るという視点から、保管所を中京区にある民間事業者の倉庫スペースに変更して、えー、おります。改善した内容の、内容はですね、レセプトの、えー、指定すればレセプトの申請書を指定すればですね、どれだという指定をすれば、翌日に委託業者から事務局まで配送してもらって、えー、スムーズに審査ができるという体制になってきたところです。えー、委託業者は、入札により決定をいたしました京都市下京区に本社を置く株式会社中央倉庫でございます。

それから、意見を聞く場についてであります。市町村担当者会議という形で市町村との



協議の場を毎年持ってきております。えー、このほかに、えー、その時々課題に応じ不定期になりますが、府下を、府内を幾つかのブロックに分けて懇談会を開催しております。平成27年度には、マイナンバー制度の説明会・意見交流会を開催いたしましたし、28年度は、保健事業、とりわけ重症化予防やフレイルに対する取り組みを進めていくために、市町村それぞれの保健事業の取り組み状況でありますとか、課題を把握をすることを目的として、個別に意見交換を行ったところです。これは、あー、今年度も継続をしてきておりますけれども、ま、個別のおー、問題、懇談を続けながらですね、この秋には第2期の保健事業計画を策定をする、主なテーマとしてですね、えー、予定どおり意見を聞く場を設けていくと、ブロック別に開催をするということにしております。

えー、先ほどの後期高齢者保健医療対策協議会の取りまとめの意見ではですね、健康づくりの事業の方向性の一つとして、エビデンスに基づく事業実施、検証を行うということとされております。ご承知のとおり、その後、広域連合では、平成27年3月にですね、保健事業実施計画を策定をいたしております。委細は触れませんが、個別訪問でありますとか、集団相談会とか、えー、そういう実施状況を踏まえながら、これの成果について取りまとめを進めながら次期の計画につなげるべく検証を進めてきているというところでございます。

27年、28年度の幾つかの事例を挙げますと、例えば健康診査では、受診率を目標値に設定をしております。最終、ま、23%を目指しているというところでございますが、27年度は20.3%、28年度は20.7%という段階でございますので、引き続き目標達成に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところです。

えー、次に、歯科健診でございますけれども、最終目標は全26市町村ということになるわけですが、歯科健診の実施を今やっておりますところは、平成27年度では2町、28年度では3市町で実施にまだとどまっているというところでございましたが、えー、府歯科医師会あるいは地域の歯科医師会のご理解とご協力を得ながら、えー、29年度もですね、実施市町村が新たに増えてきているところです。ま、これも目標達成に向けて引き続き歯科医師会とも連携をしながらですね、えー、未実施市町村に働きかけを行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、委託契約の関係でございますが、まず、総務管理費の委託についてであります。財務会計システムサポートの保守委託など5件で、えー、約518万円の契約をしております。自治法の地方自治法施行令第167条の2の規定により、全て、えー、随意契約としておりますし、業務管理費の委託についてでございますが、36件あります。このうち被保険者証の作

成であるとか、封入業務の委託であるとか、そういう部分は一般競争入札の契約がありまして7件で2,837万円というところでございます。

そのほか診療報酬明細書2次点検業務委託など、随意契約が29件で、約2億2,554万円という状況であります。

以上でございます。

○議長（富 きくお君） 巽悦子議員。

〔21番 巽 悦子君登壇〕

○21番（巽 悦子君） それでは、2回目の、あの質問を、再質問をさせていただきます。

えーと、1つはですね、あの一、診療、鍼灸の療養費の審査等を、あの一、今ご答弁いただいたんですけども、私は、あの一、その間思いますにね、結局、鍼灸のまあ、不正は絶対に、あの一、なくさなくてはならないというのはよくよくわかるんですけどもね。そのなくすそのやり方としては、今でしたら委託業者に委託をして審査、鍼灸の受けた、受診された方に問い合わせをするというやり方なんですけど、そうなってくると、何かもう全てが保険料でもってそういう対策をするということになって、今の現状ではね。それよりもむしろ、そういうような不正が起こらない、できないようなシステムづくりをね、国等にも働きかけてそういうことはできないものかなというふうに思っているんですけども、そういう動きが広域連合、今、あの一、国保のほうでも、あの一、鍼灸のそういう不正をなくしていくということもされているんですけども、結局、あの一、どうしたら不正を防ぐことができるのかというところ辺のどこを国も挙げて、あの一、そういうふうに取り組むという動きがあるのかなのか。また、それについてはどういったお考えを持っていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

それから、先ほどのご答弁の中でも、新しく取り組むということにいたしましても、府内各個別訪問をされていますという、あの一、ご答弁がありました。で、あの一、資料提供、先にいただきましたところ、課長会議は年に1回だけ、この平成29年1月でしたかね、1回だけ28年度はされているんですけども、この個別訪問というのはどういう内容でどういったところ、全部回られたのかどうかを含めて、えー、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、あの一、やっぱりこの、えーと、26年8月、先ほど連合長からもご答弁いただいた意見の後期高齢者保健医療対策推進協議会における意見のまとめというのが、あの一、あるので、その中で課題が幾つかあるんですけども、この課題の中でも、ま、先ほどから議論されている中では、後期高齢者医療制度の運営はますます厳しくなることが予想される

と。それは何かといえば、あの一、医療費の増加とか保険料と公費の負担増が見込まれるとか、あと保健事業についても市町村のニーズに沿うけれども、やっぱり高齢者施策全般とのかかわりの大きな分野であり、広域連合だけはちょっと、だけでは限界があるとか、いろいろあるんですけども、課題があるんですけども、この課題の中、課題として先ほどもちょっとご答弁いただいたんですけども、具体的なところで今、この平成28年度、20、28年度決算終わったんですけども、その中として、まだ課題としてね、あの一、抱えている問題があれば、そのところについてもご答弁をいただきたいというふうに思います。

以上で、再質問を終わります。

○議長（富 きくお君） はい、岡嶋副連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 異議員の再質問にお答えを申し上げます。

えー、まず、先だつての議員説明会のときにもご説明を申し上げましたけれども、鍼灸等マッサージの療養費支給申請の関係についてはですね、えー、国に対して針灸マッサージ療養費の不正、受領委任の導入に当たって、不正請求に対する実効性のある対策であるとか、あるいは施術の係る関係帳簿の保存等を含めまして、えー、義務づけをするようにということでの要望等を行っておるところでございます。

それからえー、懇談の実際の内容はどうだというお話ですけども、平成28年度は保健事業、とりわけ重症化予防やフレイルに対する取り組みを進めていこうというこれからの取り組みをするためにですね、具体的に市町村のお考えを聞かせていただいたというふうな内容でございます。

それから、いろんな、ま、保健事業の関係につきましては、いろいろな課題も、あるいは健診項目も含めてですね、いろいろあるというふうに思っていますので、そういうところは市町村のご意向というか、我々のところは市町村にお願いをして健診等を実施して、我々のほうから補助金をお渡しをするという形をお願いしておりますので、市町村のところの意見を最も重視したいなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（富 きくお君） あの一、すみません。もう一つの質問が、府下の訪問の内容について、答弁が。その答弁をお願いします。

○副広域連合長（岡嶋修司君） すみません、あの一、市町村が個別訪問をしているというのはですね、健診等で異常値が出ているのに再健診を受けられないとかいう方についての訪問

活動をしたりとか、あるいはそういう訪問活動、なかなか保健師の体制の問題があつてできないというのも実情でございまして、えー、集団で相談会をしてみたりとか、いろいろ取り組みでやられているというところでございます。

以上です。

○議長（富 きくお君） 以上で、えー、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

朝子直美議員。

〔20番 朝子直美君登壇〕

○20番（朝子直美君） 皆さん、こんにちは。えー、大山崎町の朝子直美です。

えー、ただいま議題となっております認定第1号、平成28年度京都府後期高齢者広域医療連合一般会計歳入歳出決算認定について、えー、反対の討論をさせていただきます。

えー、本広域連合の役割は75歳以上の府民の皆さんの健康を守り、安心して医療にかかれるよう京都府並びに各市町村と連携しながら進めることだと考えますが、その観点から、昨年の1年間の取り組みがふじゅう、十分ではなかったということを指摘したいと思います。

第1点目としては、先ほど来、議論にもなっております医療偏在の問題です。えー、広域連合発足当時より府北部、南部の医療環境の改善に向けての取り組みの強化が繰り返し求められてきておりますけれども、広域連合として具体的な取り組みがされておられません。さらには、医療の偏在が解消されていないにもかかわらず、国の補助制度がなくなったからと、えー、保険料を府内全ての自治体で均一にしたということは、被保険者の立場からすれば不平等な状態となっております。府内どのまちに住んでいても安心して医療にかかれるよう、真剣で緊急な取り組みを進めること、また、医療の偏在が解消するまでは、各自治体の実情に応じた保険料とすることを求めます。

えー、第2に、府民の健康を守るために最も大切、重要であると考えられます保健事業について、先ほど来も議論がありましたけれども、えー、28年度から新たな検査項目が加えられたことなどは評価いたしますけれども、やはり全体の事業内容としては、まだまだ不十分だと感じざるを得ません。

えー、その原因としましては、やはり先ほどからも、えー、議論になっておりますけれども、本年6月7日付の国への要望書でも指摘されているように、人的な確保がなされていないこと、さらにはライフサイクルに応じた一環した取り組みがひか、不可欠である保健事業

であるのに、えー、年齢によってそもそも保険制度を分けた、このことの弊害があらわれていると考えられます。

後期高齢者医療制度が始まって10年を迎えましたが、府民にとって弊害はあれ、何のメリットもない、そして職員体制も各市町からの派遣という不安定な体制であり、派遣する市町村を含め大きな負担となっていることが明らかになってきたのではないのでしょうか。このような制度はやはり廃止しまして、元の老人医療制度に戻すべきであるということを指摘いたしまして、反対討論といたします。

以上です。

○議長（富 きくお君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、認定第1号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり認定することについて賛成の方の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（富 きくお君） 念のため、事務局から、えー、確認をさせていただきます。

事務局から報告してください。

○書記長（藤繁広史君） はい、えー、報告をいたします。

賛成21票、反対6票でございます。

○議長（富 きくお君） はい。よって、本件は認定されました。

---

### ◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（富 きくお君） 日程第15、認定第2号、平成28年度京都府特別会計決算、え、認定、認定、えー、についてですが、えー、日程第15、認定第2号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑の通告がございましたので、発言を許します。

質疑の時間は、再質問を合わせて20分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

巽悦子議員。

[21番 巽 悦子君登壇]

○21番（巽 悦子君） 久御山町選出議員、巽悦子でございます。

認定第2号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑を行います。

えー、この決算の中で、あの一、保険料の負担金が248億6,483万円の収入済みとなっております。この中でやっぱり医療費の、保険料のことについて質問をしたいと思います。

医療費においては、市町村間で格差があり、保険料率の府内均一化ではなく、地域の実情に応じ、市町村ごとに設定するというのをこの間の質問でも指摘をしているところでもあります。

さて、平成30年度から国保の広域化における国と地方の協議の取りまとめ及び国のガイドラインでは、保険料率については市町村ごとに設定することを基本とすることとしており、また、京都府広域化協議会においても、市町村の医療費水準を保険料の納付金を、保険料や納付金を算定し、市町村における算定方式、保険料税方式は統一しないということを確認しております。これは平成29年3月21日のときであります。

その理由としては、保険料水準、医療費水準の市町村格差があるからであります。こうした理由は、当広域連合議会においても複数、これまで複数の議員からも保険料率均一化の理由は成り立たないという指摘があったことと同じだと思っております。保険料の考え方として広域化としている、えー、後期高齢者医療保険においても、現行の保険料の府内均一化ではなく、市町村の実情に応じた保険料率とすべきだと考えますが、これについての見解を求めます。

えー、次に、決算審査説明書によれば、実質収支が124億20万円の黒字で9年連続黒字、国等への返還金を控除した実質収支は58億8,894万円で、前年度比実質的収支黒字額が約3億9,768万円増額していると、このようにあります。この増額の要因について説明を求めます。

次に、高額療養費及びこう、高額介護合算療養費支給について質問をいたします。

まず、高額療養費についてでありますけれども、平成28年度における高額療養費の不用額2億9,512万4,741円の理由について、申請漏れ等があったのかどうかということもありますので、その理由をお答えください。

2つ目には、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給について質問をいたします。

平成28年度における時効による支給または不能、支給不能の事例があれば、その発生原因と件数及び金額をお示しください。

また、時効の発生防止のためには、各市町村における申請や及び再勧奨への援助、在宅の被保険者や施設入所者への場合の、はどのように行っているのか、このことを求めまして、1回目の質問を終わります。

○議長（富 きくお君） 岡嶋副連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 異議員のご質問にお答えします。

議員もご承知のとおり、保険料率は広域連合内で均一が原則というふうにされております。国保の問題を引き継ぎまして、えー、不均一保険料につきましては、平成20年の制度開始に当たり、新制度への円滑な移行をするために6年間の経過措置として設けられたことがありましたが、この経過措置は平成25年度をもって終了したところでございます。

それから、実質的収支の増減の要因のお尋ねですけれども、えー、ご指摘のとおり、保険料負担金のほか、あー、調整金、調整交付金でありますとか、国、府、市町村からの療養給付費の負担金、また、社会保険診療報酬基金からの後期高齢者交付金などを財源として、えー、保険給付や保健事業の、えー、実施などを行ってきているというところでございます。

えー、療養給付費負担金や後期高齢者交付金の交付額につきましては、前年度の医療給付見込み額等をきき、あ、基に国や支払基金において示された係数等を乗じた前払いによる概算額であることからですね、それぞれ翌年度において精算をするということになっております。

えー、ご質問の歳入歳出決算審査意見書のところに記載しております実質的収支黒字額の増額の要因でございますが、療養給付費負担金などの見込み額がですね、より実績額に近かったということで、平成27年度、28年度の比較において返還額が減りまして、それによって、えー、実質的収支が増額したということになるものです。

それから、高額療養費の精算残額発生の理由ということでございますけれども、えー、高額介護、失礼、えー、あ、高額介護合算療養費において、えー、精算残額が発生をしましたのはですね、高額介護合算の療養費の申請かい、申請勧奨の大体、えー、翌月、2が、あー、翌2月あるいは3月に申請が、あー、勧奨を受けた後、上がってくるわけですが、今年度はたまたまですね、介護保険のいわゆる総合事業の制度開始という中でですね、国保の、あ、国保中央会のシステムの改修の影響を受けまして、今年度に入りまして、このピークがですね、4月、5月にずれ込んだということで、えー、28年度につきましては、少し支払いが遅くなったことで減ったということになります。

えー。現在のところ、今年度はこんな、このようなですね、大きなシステム改修の予定がないということです、申請勧奨も例年どおり1月ごろに行うということに予定しておりますけれども、えー、今年度の支払い額は、昨年度のずれ込みを受けた分だけ今年は増えてまいるといふふうに予想をしております。予算的には問題がなかろうということ考えているところです。

それから、高額療養費につきまして、えー、支給対象となった時点で被保険者にその都度案内文をですね、送付し、申請を勧奨して、なお申請されなかった方につきましては、翌年度秋に改めて再勧奨をしていくという状況でございますが、えー、高額介護合算療養費においても、同じように申請勧奨及び再勧奨を実施をしているというところでございます。

えー、申請勧奨でありますとか、再勧奨を行ってもなおですね、申請されず、結果として時効を迎え、えー、迎えるということになる個々の詳しい事情までを把握することは極めて困難だといふふうに考えております。

えー、高額介護合算療養費につきましては、再勧奨を行った後に申請をされたもの、それでもなお申請をされていないものといふふうな集計は、えー、そもそも全国的に広域連合が使っております標準システムでは極めて困難であるということの内容になっておりまして、申請勧奨件数が2万3,487件で、支給件数が約90、その92%に当たる2万1,509件ということから考えますと、おおよそではありますけれども、約8%前後の方が未申請になっているのかなといふふうに思われますが、この具体的な内容のところについては、承知をいたしておりません。

それから、市町村に申請勧奨、再勧奨の援助をしているかどうかというお話でございますけれども、えー、申請勧奨なり再勧奨に係る事務は、当広域連合が所掌をしております。現状でも市町村には、発送事務でありますとか、もろもろのご相談対応の役割を担っていただいておりますということの中で非常にご苦勞をおかけしているという現状がございます。これ以上の負担をお願いすることにはならないといふふうに考えておりまして、未申請の方をできるだけ減らしていくためにも、今後とも引き続きですね、制度の周知あるいは市町村と可能な限り連携した取り組みを行ってまいりたいなといふふうに考えているところです。

それから、えー、施設入居者でありますとか、住民登録上の住所に、えー、お住まいされていない方への対応ということもあるわけですが、ご本人からの申し出等も含めまして、事前にお届けいただければですね、送付先に送付するというように対応しているところでございます。



以上です。

○議長（富 きくお君） 巽悦子議員。

〔21番 巽 悦子君登壇〕

○21番（巽 悦子君） 再質問を行います。

ま、先ほど、あの一、保険料の水準等の、水準といいますか、保険料率の均一化から、あの一、ま、それぞれの自治体でという質問をしましたがけれども、さらりと、え一、国保は別としてというふうにおっしゃいましたけどもね、やっぱり同じ広域化であって、自治体の中では国保の加入者であったとしても、また広域、後期高齢者の、あの一、加入者の方であったとしても、同じ自治体のね、住民であるという立場から、あの一、私は、あの一、そういう考えを言っておりますし、この間、負担がかなり増えてきている中で、ま、あの一、医療格差、医療資源の格差で、また医療費の、あの一、府内での格差というものに非常にそれは、あの一、住民の方からもおかしいんじゃないかという声はいただいております。

そもそも保険料を決めるときには、医療費に基づいて、そこから国の負担とか、地方、府の負担、負担分とか、そういうふうなものを差し引く中で、その不足分を保険料で補うという制度であるわけですから、そういう点からいけば、国保だろうと、後期高齢者の医療保険であろうと、同じ保険制度という立場でね、あの一、やらなきゃいけないということでもありますので、ここは別としてというのは、ちょっと私は、あの一、その答弁としてはふさわしくないという言葉でなかったのかなと思います。

そこで、改めて、あの一、お尋ねするんですけれどもね、実は、あの一、5が、今年の5月末に京都府が提出しています、あの一、介護保険の被保険者の中で70、え一、全体で京都府は72万3,998人ですけど、そのうち75歳以上が35万4,260人、これは被保険者ですけども、その中で介護認定を受けている人が35万4,260人、そしてその介護認定といいますから、要支援から要介護5なんですけれども、その方は結局、あの一、京都府全体の要介護認定の、京都府全体の中の要支援とか、介護認定の中で75歳以上の方は87.5%を占めているということですね。

要するに、あの一、介護保険を、あの一、認定を受けている方の87%近くは75歳以上の方であるという、結局、あの一、利用料も要りますし、また、いろいろと施設の当たって負担が多くなるというのが実態であります。そういう実態と実際の医療費のあわせ持ったときに、この後期高齢者医療での均一化というのが本当にふさわしいのかということをお考えればね、やっぱりその方たちの実態に応じた形で保険料を決めるというやり方は、あの一、よいと、私

はそのように思っております、今回、えー、広域、国保の広域化について各それぞれの自治体が判断をして、京都府の広域、国保の広域化については、保険料については統一化はやめようというふうに決めたわけでありますから、それはやっぱり後期高齢者のこの議会としてもどうであるのかということも考える必要があるのではないかとということで、私は提案を含めて言っておるわけですが、国保のそういう考え方に統一したことに対して、私は見解はいかがですかということも聞いたわけですので、改めて国保の、この京都府の国保での協議会の中で決定した方向性についてどのようにお考えでしょうか。再度答弁を求めたいと思います。

それから、あの一、先ほど、あの一、高額療養費でしたかね、あの、国保連の、国保連合会の、えー、システムの部分のずれ込みがあったのでという話がありました。これについては支払いのほうもずれ込みがあったのかどうか、もう少し詳しく聞かせていただいて、それによる影響はなかったのかということも気になりますので、その点は再度質問、答弁をお願いしたいと思います。

それと、あの一、あの、時効のね、高額療養費及び、えー、高額介護合算療養費にしても、これは、あの一、保険、法律できちんと被保険者には、その該当者には、あの一、返金、返金というか、支給をするということが法律で書かれていますのでね、法律に書かれていることは、先ほど、あの一、ほかの議員からもありましたけど、後期高齢者の広域連合だって自治体と同じであるから、そういう点でもしっかりと返す、どうしたら支給できるのかということころをね、しっかりとやっていかなきゃいけないということで思います。

で、あの一、国保、各自治体に負担をかけてはだめだとか、いろいろこうお気遣いをされているようですが、しいては、やっぱり被保険者にとってどうなのかということ念頭に置いてやるべきじゃないかなということでもありますので、この時効の発生の部分の対策として、今聴きましたら未申請の数もおっしゃいましたけれども、在宅の被保険者とか、施設入所者の把握というのは各市町村でできると思いますのでね、そこは連携をとって進めていくべきじゃないかというふうに思いますが、そのところも改めてご答弁をいただきまして、えー、再質問を終わりたいと思います。

○議長（富 きくお君） 岡嶋副連合長。

〔副広域連合長 岡嶋修司君登壇〕

○副広域連合長（岡嶋修司君） 不均一の関係でございます。

本広域連合におきましては、経過措置の終了に当たりまして、国に対して京都府及び他府

県の広域連合とともに継続されるよう、強く要望を行ってまいりましたが、国はあくまでも激変緩和措置として継続されなかったという経緯がございます。

激変緩和の措置が終了したことで、本広域連合独自に不均一保険料に係る支援策を講じるには、それまで申し上げてきましたとおり、その財源として適用地以外の、地域からの保険料等、新たな負担を生じるということになるわけございまして、その理解を得ることは困難ということからですね、これ以上の激変緩和措置を、終了後の同等の施策については継続しないということにされたところでございます。

それから、高額介護合算療養費の増の部分につきましてはですね、当然、その請求が2カ月ほどずれておりますので、当然、ずれた部分については今年度お支払いをするという形になります。

あの一、現実的などころで、そういうシステムの関係で、お一、あの一、ご迷惑をかけたことについては申しわけなく思っておりますけれども、できるだけ早く支給をしていきたいと、申請があればということにしております。

それから、え一、高額療養費あるいは高額介護合算療養費を含む後期高齢者医療を受ける権利の時効は2年ということにされておりますので、これを、高額療養費はそうではないんですけれども、高額介護合算につきましては、一生懸命我々のほうもですね、申請勧奨あるいは再勧奨しているというところでございますので、ご了承賜りたいと思います。

以上です。

○議長（富 きくお君） え一、以上で、え一、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

齋藤和憲議員。

〔27番 齋藤和憲君登壇〕

○27番（齋藤和憲君） 皆さん、こんにちは。

南山城村選出議員の齋藤和憲です。

ただいま議題になっております認定第2号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

反対理由の第1は、医療は本来、全ての国民が平等で公平に受けるべきであり、年齢で保険を分けることは、高齢者に医療の差別化や保険料増加を推し進めやすくするものです。28年度保険料の増加は、前年比6.8%であり、理由はいろいろありますが、国庫支出金0.9%、

府支出金0.6%と比べると突出しています。

これからも特例軽減の見直しに伴い、保険料の増額が考えられます。基礎年金満額80万円以下が4割を占める中、低年金の高齢、低年金の高齢者に負担増を推し進めることは許されません。

第2に、の反対理由として、黒字が平成28年度は58億8,894万円になっており、これで9年連続、実質収入が黒字決算になっておりま、おります。この黒字を保険料削減や医療サービスの向上に有効に利用して被保険者に還元し、また、構成自治体にも支援を求め、保険料を引き下げるべきです。

また、国の保険料軽減判定システムの誤り対応で、追加徴収は平成27年、28年の2年間になっておりますが、減額還付は平成20年より実施されております。この差、7年間の差額は連合会に被害を与えており、この部分を国に請求すべきだと思っております。

第3の理由は、保険料は医療に応じて決定するものですが、府下の地域の、によって医療資源、ひいては医療費の格差がありながら、2014年に、2014年度より均一化とされました。保険料は医療費に応じた保険料で実施すべきものです。広域連合独自の支援策として成人用肺炎球菌ワクチン接種における支援としてなどの努力は認めますが、それも一部のひけんしゃ、被保険者だけです。国民健康保険の府広域化の審議の結果、保険料率は各自治体で決定するとしたように、保険料の均一化はやめて、府に、府の支援を求めて、求めるなど、医療費に応じた保険料を検討すべきです。

国への要望でも、市町村からの派遣職員が中心で、専門的な人材が育成しにくいと述べられています。また、今年7月以降のマイナンバー制度導入により、今後、さらに専門的な人材が求められます。また、医療費格差を放置したままでの保険料の均一化についても、いまだに被保険者から不満や疑問の声があるのは確かであります。

医療保険者は、ただただ事務的に1年間が過ぎればよいというものではありません。府民の命の、命を守り、機能が果たされ、果たされるべきです。一人一人の顔が見える自治体を行うことで、保険こそ、保険者機能が果たせるのではないのでしょうか。後期高齢者医療制度廃止、元の老人医療制度に戻すべきだと私は考えております。

以上の理由により、反対討論をいたします。

以上です。

○議長（富 きくお君） 以上で討論を終結いたします。

それでは、認定第2号、平成28年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会

計歳入歳出決算の認定についてを表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり認定することについて賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手多数]

○議長（富 きくお君） えー、多数ではございますが、えー、念のために事務局から、えー、確認をさせます。

はい、事務局から報告してください。

○書記長（藤繁広史君） えー、賛成21票、反対6票でございます。

○議長（富 きくお君） はい。挙手多数であります。

ひょうけ、えー、しょ、多数であります。

よって、本件は認定されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（富 きくお君） 日程第16、議案第9号、後期高齢者医療に関する条例の一部改正に、  
について、えー、でございます。

えー、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論について終結をいたします。

それでは、本件を表決に付します。

本件につきまして、原案のとおり表決することについて賛成の方の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（富 きくお君） 挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（富 きくお君） 以上をもちまして、本、あ、お諮りします。すみません、申しわけ

ございませんでした。

えー、お諮りいたします。本定例会におき、おいて議決されました各案件について、その条項、それから、あー、字句、その他整理を要するものにつきましては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（富 きくお君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に一任することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。

それでは、これをもって京都府後期高齢者医療広域連合議会平成29年第2回定例会を閉会をいたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時33分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成29年12月13日

議 長 富 きくお

署 名 議 員 中 村 正 臣

署 名 議 員 塩 見 晋